

予算審査特別委員会

令和8年3月6日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎横田 敏文	○木澤 正男	溝部真紀子
齋藤 文夫	伴 吉晴	宮崎 和彦
奥村 容子		
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	乾 裕貴
同 係 長	蓮池 涙	安全安心課長	曾谷 博一
同 課 長 補 佐	山本 潤	政策財政課長	中尾 歩美
同 課 長 補 佐	関元 佑治	同 課 長 補 佐	岡山真由美
税 務 課 長	真弓 啓	住民生活部長	中原 潤
住民生活部次長	北 典子	福 祉 課 長	大塚 美季
同 課 長 補 佐	明石 将樹	子育て支援課長	佐谷 容子
同 課 長 補 佐	富井 千晶	健康対策課長補佐	徳田 貴世
同 課 長 補 佐	三原 進也	国保医療課長	猪川 恭弘
同 課 長 補 佐	大野 彰彦	同 課 長 補 佐	細川 友希
環境対策課長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	土谷 純
住 民 課 長	峯川 敏明	同 課 長 補 佐	石本 清里
都市建設部長	上田 俊雄	会 計 管 理 者	安藤 晴康
教 育 次 長	本庄 徳光		

3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 木澤委員、溝部委員

議 長

おはようございます。

本日、予算審査特別委員会を開催しましたところ、委員の皆さまにはご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、本会議から付託を受けました、議案第12号 令和8年度斑鳩町一般会計予算について、ほか4件の予算審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、本委員会の正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩いたします。

（ 午前9時00分 休憩 ）

（ 午前9時00分 再開 ）

議 長

再開します。

休憩中に互選いただきました結果、委員長に横田委員、副委員長に木澤委員が互選されました。お二人にはよろしくお願いをいたします。

それでは横田委員に委員長席にお着きいただきます。

暫時休憩します。

（ 午前9時00分 休憩 ）

（ 午前9時01分 再開 ）

委員長

再開します。

皆様のご推挙によりまして、予算審査特別委員会委員長を務めさせていただきます。副委員長とともに委員会運営にあたらせていただきますので、委員皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

署名委員に、木澤委員、溝部委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願いをします。

それでは、本会議から付託を受けました、議案第12号 令和8年度斑鳩町一般会計予算について、議案第13号 令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第14号 令和8年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、議案第15号 令和8年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第16号 令和8年度斑鳩町下水道事業会計予算について、以上、5議案を一括議題とします。

初めに、審査の方法についてお諮りします。

事前にお配りしております「令和8年3月定例会 予算審査特別委員会 進行予定表」をご覧いただきたいと思います。

最初に、一般会計予算総括及び歳入全般について総務部長から説明を受けます。質疑は、別途、総務費にかかる予算審査において受けることとし、質疑内容により回答は担当各部でお願いをします。

その後、各部ごとに、一般会計、特別会計、事業会計について、審査を行い、一般会計の款ごと、また、特別会計、事業会計ごとにそれぞれ所管部長から説明を受けたのち、それぞれ質疑を行い、全ての質疑の終了後、各会計予算について表決を行います。

以上、申しあげましたとおり審査を進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、そのように進めてまいりますので、議事進行につきましてご協力くださいますよう、お願いをします。

なお、理事者の皆さんの説明については、長時間にわたるものもありますので、着席のまま説明していただいて結構です。

それでは、一般会計予算総括と歳入全般について、説明を求めます。

西巻総務部長。

総務部長 それでは、議案第12号 令和8年度斑鳩町一般会計予算について、ご説明
します。

はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

総務部長 失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

説明に際して用いる資料は、令和8年度 斑鳩町一般会計予算書、令和8年
度 予算関係参考資料となります。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和8年度斑鳩町一般会計予算書の1ページをお願ひします。

予算総則について、朗読します。

(予算総則朗読)

総務部長 次に、予算総則に定めた「継続費」及び「債務負担行為」並びに「地方債」
の内容について、ご説明します。

予算書の7ページをお願ひします。はじめに、第2表 継続費です。

継続費の予算を設定している事業は、2事業となっています。

ひとつ目は、文化振興センターの充実として、いかるがホールの高圧受電設
備の更新を行うため、総額を1億3,088万6千円、年割額を、令和8年度
1,183万8千円、令和9年度1億1,904万8千円とする、2か年事業
としています。

二つ目は、総合保健福祉会館の充実として、生き生きプラザ斑鳩の空調設備
について、空気清浄機能を有した空調設備に改修するため、総額を1億2千万
円、年割額を、令和8年度8,240万円、令和9年度3,760万円とする
2か年事業としています。

次に、第3表 債務負担行為です。

債務負担行為の予算を設定している事項は、道路台帳修正業務委託契約で
す。期間を令和9年度から令和10年度までとして、限度額を630万円とし

ています。

8ページをお願いします。次に、第4表 地方債です。

はじめに、起債の方法等ですが、起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりとなっております。

それでは、それぞれの町債の内容についてご説明します。

48ページから49ページをお願いします。

はじめに、第1目 総務債です。

第1節 総務管理債で、1億1,510万円を見積もっています。

次に、第2目 民生債では、第1節 社会福祉債で8,240万円を、第2節 児童福祉債で、430万円を見積もっています。

次に、第3目 土木債では、第1節 道路橋りょう債で1億3,060万円を見積もっています。

次に、第4目 消防債では、第1節 消防債で990万円を見積もっています。

50ページから51ページをお願いします。

第5目 教育債では、第1節 小学校債で1,360万円を、第2節 社会教育債で2,250万円を見積もっています。

184ページをお願いします。一番最後のページでございます。

町債残高の見込みですが、令和8年度末の一般会計における町債残高見込額は、下から3行目の合計A欄の右端です。56億5,923万3千円となる見込みです。

下水道事業を合わせた残高合計は、一番右下ではございますが、130億978万1千円となる見込みとなっております。

続きまして、歳出予算に係る総括説明です。

恐れ入りますが、お手元の、令和8年度予算の概要（追加資料）の5ページをお願いします。

歳出予算の各科目の詳細につきましては、後ほど、各担当部長等からご説明させていただきます。

私の方からは、歳出予算の目的別に従って、前年度比較で、大きく増減した科目、そして性質別の主な増減について、ご説明させていただきます。

はじめに、大きく増額となった科目は、③の民生費が、私立保育所、障害福

社などに係る扶助費や総合保健福祉会館空調設備改修工事費の増などにより、前年度と比較して、6億3,244万1千円、13.2%の増となっています。

新年度は、54億3,870万2千円を計上しています。

次に、⑦の土木費が、法隆寺駅南側周辺等まちづくり基本計画策定に係る費用の減などがあるものの、法隆寺駅南側地区の町道309号線などの道路新設改良費の増などにより、前年度と比較して、1億4,143万1千円、16.2%の増となっています。

新年度は、10億1,520万5千円を計上しております。

また、⑨の教育費では、史跡中宮寺跡歴史公園駐車場整備に係る費用の減などがあるものの、小学校全学年および中学3年生の学校給食費の無償化に係る費用の増などにより、前年度と比較して、4,635万1千円、3.8%の増となっています。

新年度は、12億7,707万1千円を計上しています。

一方、大きく減額となった科目は、⑤の農林水産業費が、三室井堰改修工事費の減などにより、前年度と比較して、4,254万7千円、31.3%の減となっています。

新年度は、9,339万円を計上しています。

次に、②の総務費が、自治体情報システム標準化・共通化に係る費用の減などにより、前年度と比較して、3,949万7千円、2.8%の減となっています。

新年度は、13億7,718万2千円を計上しています。

続きまして、歳出予算の性質別の状況について、ご説明いたします。

6ページをご覧ください。

はじめに、①の人件費は、国勢調査員報酬の減などがあるものの、人事院勧告に伴う職員給与費の増などにより、前年度と比較して、1億1,699万5千円、5.4%の増となっています。

次に、②の物件費では、戸別収集の実施に係る費用の増などがあるものの、自治体情報システム標準化・共通化に係る費用の減などにより、前年度と比較して、1億1,616万円、5.1%の減となっています。

次に、④の扶助費では、私立保育所、障害福祉等に係る費用の増などによ

り、前年度と比較して、3億8,121万2千円、14.4%の増となっています。

次に、⑤の補助費等は、小学校全学年および中学3年生の学校給食費の無償化に係る費用の増などにより、前年度と比較して、1億2,884万円、10.0%の増となっています。

最後に、⑦の投資的経費は、史跡中宮寺跡歴史公園駐車場整備に係る費用や三室井堰改修工事費の減になるものの、法隆寺駅南側地区の町道309号線などの道路新設改良費や、総合保健福祉会館空調設備改修工事費の増などにより、前年度と比較して、2億4,122万3千円、65.0%の増となっております。

続きまして、歳入予算に係る総括説明です。

一般会計予算書の12ページと13ページをお願いします。

はじめに、第1款 町税です。

第1項 町民税では、17億3,880万円を見積もっています。

給与所得の増等により、前年度と比較して、1億3,010万円、8.1%の増となっています。

次に、第2項 固定資産税では、12億5,984万円を見積もっています。新增築家屋に伴う増収等により、前年度と比較して、1,890万円、1.5%の増となっています。

次に、12ページから15ページにかけての第3項 軽自動車税では、7,050万円を見積もっています。令和8年3月31日をもって、環境性能割が廃止されることから、前年度と比較して、190万円、2.6%の減となっています。

次に、第4項 たばこ税では、1億3,430万円を見積もっています。前年度の当初見込みと比較して、販売本数が増加していることから、前年度と比較して、430万円、3.3%の増となっています。

次に、第5項 入湯税では、鉱泉浴場における入湯に対し課税する新たな目的税として、90万円を見積もっています。

次に、第6項 都市計画税では、1億3,860万円を見積もっています。固定資産税と同様の理由により、前年度と比較して、220万円、1.6%の増となっています。

次に、第7項 旧法による税では、令和8年3月31日をもって、軽自動車税の環境性能割が廃止されることから、120万円を見積もっています。

16ページと17ページをお願いします。

地方譲与税及び各種交付金についてです。

これらについては、国の地方財政見通し・県からの提供資料等をもとに見積もっております。

第2款 地方譲与税です。

第1項 地方揮発油譲与税では、1,180万円を見積もっています。前年度と比較して、160万円、11.9%の減となっています。

第2項 自動車重量譲与税では、4,650万円を見積もっています。前年度と比較して、250万円、5.7%の増となっています。

第3項 森林環境譲与税では、350万円を見積もっています。前年度と比較して、15万円、4.5%の増となっています。

次に、第3款 利子割交付金は、1,170万円を見積もっています。前年度と比較して、860万円の大幅な増となっています。

次に、第4款 配当割交付金は、6,740万円を見積もっています。前年度と比較して、1,580万円の大幅な増となっています。

18ページと19ページをお願いします。

第5款 株式等譲渡所得割交付金は、8,770万円を見積もっています。前年度と比較して、500万円、6.0%の増となっています。

次に、第6款 法人事業税交付金は、2,750万円を見積もっています。前年度と比較して、340万円、1.4%の増となっています。

次に、第7款 地方消費税交付金は、6億300万円を見積もっています。前年度と比較して、2,220万円、3.8%の増となっています。

その内訳は、地方消費税交付金で、2億4,400万円を、地方消費税社会保障財源交付金は、3億5,900万円を見積もっています。

次に、第8款 ゴルフ場利用税交付金は、2,130万円を見積もっています。前年度と比較して、170万円、8.7%の増となっています。

20ページと21ページをお願いします。

第9款 自動車税環境性能割交付金は、環境性能割が廃止されることから、20万円を見積もっています。前年度と比較して、1,090万円の大幅な減

となっています。

次に、第10款 地方特例交付金は、4,870万円を見積もっています。暫定税率廃止等による減収分が補填されることから、前年度と比較して、1,210万円の大幅な増となっています。

22ページと23ページをお願いします。

第11款 地方交付税は、34億を見積もっています。給与改定や物価高などによる算入額を見込み積算した結果、前年度と比較して、1億2千万円、3.7%の増となっています。

その内訳は、普通交付税で、30億5千万円を、特別交付税は、3億5千万円を見積もっています。

次に、第12款 交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の280万円を見積もっています。

恐れ入りますが、9ページをお願いします。

中ほど、やや下あたりの第13款 分担金及び負担金です。

新年度は、6,511万8千円を見積もっています。前年度と比較して、427万8千円、6.2%の減となっております。

その内容は、22ページから25ページにかけて、記載のとおりです。

次に、第14款 使用料及び手数料は、1億6,218万3千円を見積もっています。前年度と比較して、195万4千円、1.2%の減となっています。

その内容は、24ページから29ページにかけて、記載のとおりです。

次に、第15款 国庫支出金は、19億1,631万8千円を見積もっています。私立保育所の運営や障害福祉、小学校給食費の抜本的な負担軽減に係る国庫負担金などが増額となることから、前年度と比較して、3億3,751万7千円、21.4%の増となっております。

その内容は、28ページから35ページにかけて、記載のとおりです。

次に、第16款 県支出金は、10億2,295万6千円を見積もっています。三室井堰改修工事費や参議院議員選挙費に係る県委託金の減はあるものの、私立保育所運営や障害福祉、小学校給食費の抜本的な負担軽減に係る県負担金などが増額となることから、前年度と比較して、7,984万8千円、8.5%の増となっています。

その内容は、34ページから41ページにかけて、記載のとおりです。

次に、第17款 財産収入は、4,547万8千円を見積もっています。財産運用収入などが増額となることから、前年度と比較して、1,899万円、大幅な増となっています。

その内容は、40ページから41ページにかけて、記載のとおりです。

次に、第18款 寄附金は、前年度と同額の1,500万円を見積もっています。

次に、第19款 繰入金は、1億7,391万5千円を見積もっています。前年度と比較して、654万7千円、3.6%の減となっております。

42ページをお願いします。

繰入金の内訳ですが、新年度は、財政調整基金繰入金で、道路整備工事などの普通建設事業に要する費用に対応するために、7,000万円を、減債基金繰入金で、JR法隆寺駅周辺や総合保健福祉会館、小中学校空調設備、可燃ごみ積み替え施設の整備などに伴う町債償還等のために、9,834万1千円を取り崩しします。

恐れ入りますが、9ページにお戻りいただけますでしょうか。

次に、第21款 諸収入は、1億7,439万2千円を見積もっています。デジタル基盤改革支援補助金が減額となることから、前年度と比較して、9,468万8千円の減となっています。

その内容は、44ページから49ページにかけて、記載のとおりです。

最後に、第22款 町債ですが、先ほど説明させていただいたとおりとなっております。

以上、説明といたします。

よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりました。

ここで、理事者入れ替えのため、9時40分まで休憩します。

(午前9時30分 休憩)

(午前9時40分 再開)

委員長

再開します。

それでは、総務部・会計室・議会事務局所管に係る予算審査を行います。はじめに、第1款 議会費について、説明を求めます。 福田議会事務局長。

議会事務局
局長

おはようございます。

それでは、第1款 議会費の予算概要についてご説明申しあげます。

失礼いたしますが、着席にて説明させていただきます。

一般会計予算書の歳出、52ページから53ページをご覧くださいませでしょうか。

新年度予算については、町議会の運営等に要する所要額として、9,923万5千円を計上しています。前年度の予算額と比較して、355万2千円、3.7%の増となっています。増額となった主な要因は、昨年補欠選挙及び人事院勧告等により議員報酬及び期末手当など、人件費が増加することによるものです。

予算額の内訳としましては、議員報酬や職員給与費等の人件費が主なもので、その金額は9,419万2千円、全体の約95%を占めています。

その他、3常任委員会及び議会運営委員会の行政視察研修などにかかる経費として旅費、使用料及び賃借料で145万9千円、会議録作成にかかる経費として筆耕翻訳料、印刷製本費で55万3千円、議会だより発行にかかる経費として116万4千円、生駒郡町議会議長会負担金125万6千円、王寺周辺広域市町村圏議長会負担金10万円などを計上しております。

以上、議会費の説明といたします。よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、第1款 議会費について質疑をお受けします。

なお、質疑・答弁がスムーズに行えますよう、質疑の際には、予算書、関係資料等の資料名、資料番号、ページ数などをお示しく下さい。

それでは、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、第1款 議会費に対する質疑を終結します。

次に、第2款 総務費について、説明を求めます。 西巻総務部長。

総務部長

それでは、第2款 総務費のうち、総務部及び会計室が所管する各科目の予算について、ご説明します。

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、「令和8年度斑鳩町一般会計予算書」の52ページをお願いいたします。

はじめに、第1項 総務管理費です。

52ページから59ページにかけての第1目 一般管理費です。

新年度は、5億4,385万6千円を計上しています。前年度と比較して、4,821万9千円、9.7%の増となっています。

総務部が所管する主な予算の内容は、特別職及び職員の人件費等のほか、文書管理システムの導入、自治会等への支援などに要する費用となっています。

はじめに、「文書管理システムの導入」では、57ページの第12節 委託料のうち、文書管理システム導入業務委託料1,724万8千円を計上しています。

電子申請の推進や住民にも職員にも優しい窓口の実現に向けたバックヤード改革の一環として、文書保存及び事務決裁の電子化をすすめ、事務の効率化、ペーパレス化を図ることを目的に、文書管理システムを導入します。

次に、58ページから59ページの第2目 文書広報費です。

新年度は、869万5千円を計上しています。前年度と比較して、80万円、8.4%の減となっています。

主な予算の内容は、広報紙の発行、町ホームページの運用やLINE公式アカウントの機能充実等に要する費用となっています。

「情報発信の推進」では、59ページの第13節 使用料及び賃借料で、電算ソフト使用料99万4千円、情報発信ツール使用料63万1千円を計上しています。

これまでのシナリオ型チャットボットの運用を終了し、これに代えて、LINE公式アカウントの機能充実を通じ、行政情報の届け方について「一方向・一斉配信」から「双方向・最適配信」へ移行します。

次に、第3目 財政管理費です。

新年度は、1,146万1千円を計上しています。前年度と比較して、41万5千円、3.8%の増となっています。

主な予算の内容は、ふるさと納税の事務や財務会計システム使用料などに要する費用となっています。

次に、第4目 会計管理費です。

新年度は、846万8千円を計上しています。前年度と比較して、4万2千円、0.5%の減となっています。

次に、60ページから61ページの第5目 財産管理費です。

新年度は、1億542万3千円を計上しています。前年度と比較して、561万5千円、5.6%の増となっています。

増額となった主な要因は、下司田池について、防災機能を備えた公園等として利活用するための基本計画を策定することによるものです。

主な予算の内容は、役場庁舎の維持管理・充実のほか、普通財産の管理、基金の運用などに要する費用となっています。

はじめに、「財政調整基金等の積立金」として、61ページの第24節 積立金で、2,141万4千円を、第27節 繰出金で、237万7千円を計上しています。

これらは、各基金等の運用益の基金積立て及び平成緊急内水対策に伴う県補助金の減債基金積立てとなっています。

次に、「下司田池の利活用」では、61ページの第12節 委託料で、下から3つ目の不動産鑑定評価業務委託料38万5千円、一番下の下司田池利活用基本計画策定業務委託料699万9千円を計上しています。

次に、62ページから63ページの第6目 企画費です。

新年度は、4億1,516万7千円を計上しています。前年度と比較して、4,272万1千円、9.3%の減となっています。

減額となった主な要因は、自治体情報システムの標準化・共通化対応業務などに要する費用の減によるものです。

主な予算の内容は、総務部所管では、男女共同参画の推進、事務のOA化の推進などに要する費用となっています。

「事務のOA化の推進」として、現行の情報システムの維持費用の計上のほ

か、新年度では、庁内ネットワーク無線機器や業務用パソコンOS等の更新など庁内ネットワーク環境の整備を行うこととし、63ページの第12節 委託料で、上から4つ目のネットワーク環境整備業務委託料7,652万9千円を計上しています。

次に、第7目 公平委員会費です。

公平委員会を開催するための費用として、新年度は、6万3千円を計上しています。

次に、64ページから65ページの第9目 自転車等駐車場運営費です。

自転車等駐車場の維持管理の経費として、新年度は、1,353万円を計上しています。前年度と比較して、42万7千円、3.3%の増となっています。

次に、第10目 防犯対策費です。

新年度は、2,053万5千円を計上しています。前年度と比較して、387万5千円、23.3%の増となっています。

増額となった主な要因は、家庭用防犯カメラ設置費用の助成制度の創設や自治会管理防犯カメラの維持管理費用の一部助成を開始することによるものです。

「防犯カメラ設置等への助成」として、65ページの第18節 負担金補助及び交付金で、上から5つ目の自治会防犯カメラ設置補助金60万円を、そのひとつ下の家庭用防犯カメラ設置補助金300万円を、また、自治会管理防犯カメラ維持管理補助金15万円を計上しています。

犯罪のない安全で安心してらせるまちづくりを進め、地域の主体的な防犯活動を後押しするため、自治会等が設置する防犯カメラの設置費用の一部助成に加えて、新たに家庭用防犯カメラの設置費用を助成する制度を創設するとともに、自治会等が設置・運用する防犯カメラの維持管理費用についても一部助成を開始いたします。

66ページをお願いします。続きまして、第2項 徴税费です。

はじめに、66ページから67ページの第1目 税務総務費です。

職員の人件費などに要する費用として、新年度は、7,296万6千円を計上しています。前年度と比較して、216万円、3.1%の増となっています。

次に、66ページから69ページにかけての第2目 賦課徴収費です。

新年度は、7,376万1千円を計上しています。前年度と比較して、1,173万2千円、13.7%の減となっています。

減額となった主な要因は、「標準準拠システム」と連携する家屋評価システムや登記課税連携システムの改修、固定資産税の令和9年度評価替えに向けた標準宅地等の鑑定評価などを完了したことなどによるものです。

主な予算の内容は、町税の賦課・徴収に係る委託料や電算システムの使用料、公金収納に係る手数料等となっております。

70ページをお願いします。続きまして、第4項 選挙費です。

はじめに、70ページから73ページにかけての第1目 選挙管理委員会費です。

選挙管理委員会の運営等に係る費用として、新年度は、46万5千円を計上しています。前年度と比較して、412万3千円の減となっています。

減額となった主な要因は、前年度、国政選挙の執行に合わせて、選挙の投開票事務に使用するパソコン等の更新を行ったことによる備品購入費が減となったことによるものです。

次に、72ページから73ページの第2目 常時啓発費です。

新年度は、5万2千円を計上しています。

続きまして、第5項 統計調査費、第1目 指定統計調査費です。

国の指定統計調査に要する費用として、新年度は、141万8千円を計上しています。前年度と比較して、1,184万3千円の減額となっています。

減額となった主な要因は、国勢調査実施費用の減によるものでございます。

以上、説明いたします。

よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、第2款 総務費について質疑をお受けします。

また、ここで、予算総括及び歳入についても、あわせて質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員

57ページのところの12款委託料の下から四つ目ですけども、文書管理システム導入業務委託料1,700万円ほどありますけども、具体的には文書管

理でシステムの導入をしますけども、紙のデータは保存はどうなるのか、データと紙と両方で保存するのか、その辺のところを教えてくださいませんか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 文書管理システムにつきましては、文書の電子化への対応のみを目的とするものではなく、電子文書、紙文書ともに文書の受付、収受、起案決裁、保存管理、廃棄に至るまでの一連の業務をシステム化しようとするものでございます。

なお電子文書につきましては、もちろん文書ごとの管理をさせていただくわけなんですけれども、紙の文書につきましては、現在、簿冊いわゆる綴りごとの保存管理というような形で運用してございます。

これらのデータも取り込みまして、一元化してシステム管理をしておりますので、電子文書と紙文書は一部並行しながら保存管理をしていくというようなシステムでございます。

齋藤委員 ということは委託料ということは、これは毎年、委託料が発生するということでしょうか。

総務課長 次年度、令和8年度に想定してございます予算は導入に係るイニシャルコストでございます。以降、年間のランニングコストだけが令和9年度以降は出てくるというようなことでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。

続きまして、ここにも項目がないんですけども、自治会の加入率は令和7年度か、もしくは直近のところでは何%か分かりますでしょうか。

総務課長 加入率につきましては7年度現在、暫定値としてご報告を申し上げますと、60.1%というような数字となっております。

齋藤委員 たしか前年65%とか聞いた記憶があるんですけども、前年は幾らだったか分かりますか。

総務課長 6年度62.1%でございます。

齋藤委員 ありがとうございます。

次に59ページですけども、13番の使用料及び賃借料のところ、先ほど、LINE公式アカウントの充実、双方向の通信ということですけども、具体的にもう少し詳しく教えてもらえませんか。

総務課長 現在、運用してございます町の公式LINEでございますけれども、これの利用者が令和7年12月で1万人を超えたというような状況でございます。

こうした情報発信のツールを有効に活用するため、この機能を強化しようというものでございます。

現在、LINEは一方一斉配信というような説明を申しあげましたが、こちらから一方的に情報を発信するというようなものでございますが、これを双方向最適配信という形に転換をしてみたいというふうに考えてございます。

これによりまして、サービスの質、行政運営の効率性の向上を図ろうというものでございます。

双方向と申しますのは、今現在、情報の発信は、全ての方に全ての情報が行くような形になってございますけれども、これを選択をしていただく形をとることによって、情報を利用者が選択するというようなことを想定してございます。

また、今後の機能の拡大としましては、通報機能であったりアンケート機能、申請機能といったものを追加していけるような仕組みに移行していこうというような入口づくりは、次年度に取り組んでいくというふうに考えているものでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。ということは、来年度は入口のところ、双方向には次年度以降、令和9年度以降になるというふうな形。もしくは、私、

できれば町から発信するものが少し意味が分からなかったり、これはどういう意味ですかとか、これを申し込みしますよとか、そういう双方向をイメージしたんですけども、そういうのは入口ということは、次年度以降の、令和9年度以降を見据えて、この双方向のLINEをするということによろしいでしょうか。

総務課長

8年度からもユーザーの選択というような意思表示をしていただくということも、まずはひとつのユーザー側からのアクションを受け付けるというようなことも想定してご説明、一部入れさせていただいておりますのと、おっしゃるように、今後の機能拡張として申請を受け付けるようなことは想定していくことができるものになろうかなというふうに考えてございます。

ただ、皆さんそれぞれプライベートでお使いのLINEのようにメッセージを受け付けて、これに回答させていただくというようなことは少し難しいかなというふうには考えてございます。

齋藤委員

わかりました。ありがとうございます。

次にですね、63ページのところの委託料の上から四つ目、ネットワーク環境の整備委託料でありますけれども、これはリモート業務環境ということですが、もう少し詳しく、どのようなものか、教えてもらえませんか。

委員長

中尾政策財政課長。

政策財政
課長

ネットワーク環境整備業務委託料の中身ということでございますが、三つ予定しております。

ひとつ目が、令和2年度に導入いたしました庁内ネットワークの無線機器のほうを更新の時期を迎えておましてこちらの更新、あと基幹系関係システムも併せて無線化をしようというもので、これは通信の安定性と利便性を高めるために行うものです。

二つ目が、職員が利用しております業務用パソコンのOS、Windowsと呼ばれるものですが、こちらのほうを更新をしないといけないという

こととして、こちらはセキュリティ水準の確保などの観点から更新を行うものです。

三つ目が、リモート業務の環境を試行的に整備していこうというものでございます。こちらにつきましては、持ち運びが可能なモバイルパソコンを整備しまして、庁舎の外でも業務用のパソコンを使える体制を整えていこうというものでございまして、直ちに在宅勤務を進めるというのではなくて、例えば、出張に行ったときですとか、あと住民さんのお宅に訪問などで寄せていただいたときに庁内のシステムをその場で確認できるというメリットがございまして。

今でしたら、相談内容を紙に記録して持ち帰って、また戻ってからシステムに入力するという手間が生じておりますので、そういったところ、事務の効率化ですとか的確な訪問時のアドバイスなどができるようにということで、そういった体制を試行的に整備していこうというものでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。これも7,600万円ほどありますけども、これはシステムを入れるための費用で、ランニングコストというのは、またそんなに多くないということでしょうか。

政策財政
課長 業務委託料の内訳なんですけれども、一番大きいのが業務用パソコンの更新でして、これが4,600万円程度、無線ネットワーク機器の更新のほうは2,200万円程度、リモート環境の整備につきましては800万円程度となっております。

こちらにつきまして一括で実施するんですけれども、これはデジタル活用推進事業債という起債のほうは交付税措置率50%の有利な起債というものが使えるようになりましたので、こういったものを併せて実施することで、一般財源ではなく起債を使って対応していこうというものでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。

政策財政
課長 すみません。ランニングコストについてお答えいたしますが、こちらにつきましては機器の保守料等はいかからないということで、今回のシステム整備のみとなっております。以上でございます。

齋藤委員

ありがとうございます。

次に65ページですけれども、18番の負担金及び交付金のところの下から四つ目、家庭用防犯カメラ設置補助金とありますけれども、これは3万円補助金が出るということですから、6万円の防犯カメラをつけて半分が補助金ということですが、これを設置した場合、例えば、町がこうしなさい、ああしなさいとか、基準みたいなですね。例えば、何か事故があった場合、防犯カメラを見せなければならないとか、例えば、近隣のところの許可をもらわないといけないだとか、何かそういう基準みたいなものがありましたら教えてもらえませんかでしょうか。

委員長

曾谷安全安心課長。

安全安心
課長

「事故」とおっしゃってますのは警察からの要請でということの理解をした上で、回答させていただきますが、町のほうから要請するということはございません。仮に犯罪の関係があった場合につきましては、警察のほうから開示請求を、その個人のお宅のほうに赴いて捜査上の許可を取った上で、提供を受けていただくという形を想定しております。

近隣の方の同意等というところについては、自治会さんの補助金等には定めは行っておりますが、今回の個人さん向けの防犯カメラにつきましては、近隣の方には設置をする旨を声がけいただくという程度で設置補助金を検討しております。

ひとつ、一番重要なところにつきましては、ただただ防犯カメラをつけるということではなくて、公共空間をおおむね画面のところは2分の1程度を公共空間のいわゆる道路であるとか公園であるというところの公共空間がともに写っているというところが一番条件としては重きをしているところでございますので、そちらのほうをまた補助制度が始まるに至りましては、その辺、皆様、広報紙等で告知を情報提供させていただきたいというふうに考えております。

齋藤委員

ありがとうございます。今、自治会で防犯カメラを補助金をもらって設置する場合は、閲覧する場合は、警察の許可だとかなんとかそういう厳しい基準が

ありますけども、家庭用の場合はそこまで厳しくないというかですね、警察の許可とか何も要らなくて、自分でも閲覧は可能ということで理解してよろしいわけですね。

安全安心
課長 ご自身で見られる防犯カメラについては当然、ご自身の映像でございますので、そちらのほうについては何ら許可等、必要はないと思います。

委員長 ほかに質疑ございますか。 溝部委員。

溝部委員 1点だけ。先ほどの齋藤委員の質問とちょっとかぶると思うんですけども、59ページの使用料及び賃借料、情報発信の推進ということで、LINEの運用方法を変えるということなんですけれども、前年度から比べて予算は下がっているけれども、改善されてよくなるのかなあと思うんですけど、その予算が減っているというのは、チャットボットをやめたからということなんですしょうか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 このLINEの機能の充実に合わせましてAIチャットボットの運用は停止をしていきたいというふうに考えてございます。

AIチャットボットの目的としましては、いわゆるチャットボットでやり取りをすることによりまして、情報にたどり着いていただくを目的としてございます。

その目的につきましては、LINEの機能の中でメニューを充実させることで直感的に情報にたどり着いていただけるようなメニュー設定をしていくことで代用してまいりたいというふうに考えてございますので、AIチャットボットにつきましては、停止をさせていただくというようなことで考えているところでございます。

溝部委員 そのチャットボットをなくしたから、予算は減っているということですか。

木澤委員 税込等も上がってお金があるんやなということですね。結構なことだと思います。

それとですね、予算の概要の一般会計の財政見通しのところなんですけども、これ令和8年、9年、10年と町税の収入の見込みが増えてるんですけど、実感的に言ってあまり収入が増えたという実感がないんですけど、これはどういうあれでこういうふうに組んではるんでしょうか。

政策財政課長 こちら財政推計のところの町税の金額につきましては、令和7年度決算見込みから令和8年度、この令和8年度当初につきましては、当初予算の町税の歳入額を入れさせていただいております。約1億5千万円程度、増加となっておりますが、令和8年度当初予算のほうで給与所得の増から個人住民税、法人税合わせまして1億3千万円程度、固定資産税でも2千万円程度の増という形で組ませていただいております。

国全体の税込も上がってきているということもありまして、それに比例しまして町税についても給与所得の増というのが表れているという状況でございます。

木澤委員 そうするとそれ以降については、それはまた別の計算の仕方をしてはるんですか。

政策財政課長 令和9年度以降につきましては、令和8年度の当初予算をベースに、特に増額しているわけではなく、こちらは財政推計になりますので、歳入のほうは厳しめに見積もって、歳出についてはより余裕を持った形で組ませてはいただいておりますので、歳入の町税の部分につきましては、特段、景気の上向きというのは大幅には加えていないところでございます。人口の減少については見込んでおりますが、すみません。

木澤委員 そうですね、さっきの課長の説明だと金額が同じじゃないとおかしいですから。人口の減でということですね。わかりました。

そしたら予算書のほうでお伺いしたいんですけども、予算書の57ページで

す。

自治会連合会の補助金が7年度と比べて減額になってるんですけど、これはどういった理由でしょうか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 自治会連合会の補助金につきましては、事業年度ごとにその事業実績に合わせて精算をされているような状況でございます。

令和7年度で申しあげますと170万円の予算に対しまして、今年度事業の見込みとしましては100万円を下回るような状況でございます。

こうした数字というのは、ここ数年続いてございますので、この実績に合わせた形で予算を見積もったものでございます。

木澤委員 補助金の主な内訳を教えてください。

総務課長 総会に係る経費及び、一番大きいのは研修にかかる経費がその半分を占めているものでございます。

木澤委員 はい、わかりました。

そしたら次に、65ページのところなんですけども、自転車の駐車場運営ですね、もともと住民団体さん、障害者団体さんのほうで管理していただいていた、そこから別の団体さんをお願いして、若干、これ金額上がっているんですけど、今の状況とその金額の増える分の理由について、教えていただけますか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 今年度から公益財団法人の自転車駐車場整備センターさんのほうに委託をさせていただいているところでございます。上がった要因につきましては、主に人件費の増というところで、委託料が前年度から上がっているという状況でございます。

ご心配いただいております運営状況につきましては、今のところ苦情等も全く受けておりませんし、継続して以前の従業員の方を雇用いただいているという状況の中で、比較的、皆さん順調に運営いただいているということで町としては理解しているところでございます。

木澤委員

はい、わかりました。

そしたらその下のところなんですけども、防犯カメラ関係ですね、町が設置している防犯カメラなんですけども、まず、現在、何台設置されているでしょうか。

安全安心
課長

平成29年度から平成31年度までの3か年を第1期事業といたしまして20台、第2期事業として令和5年登録年度で17台を設置いたしまして、合計37台設置しているところでございます。

木澤委員

その設置に対してですね、通学路を中心ということで説明を受けたと思うんですけど、その基準と優先順位で警察等の協議の状況について教えていただけますか。

安全安心
課長

今、委員のほうからもご紹介いただいたとおり第1期事業につきましては、通学路を中心といたしまして設置をしたところでございます。

こちらにつきましては西和警察署、教育委員会との協議をする中で、第1事業。第2事業につきましては西和警察の助言もいただきながら、逃走経路となり得る場所、また過去に多く犯罪が起きた場所や交通事故が多発する場所というところを選定したところでございます。

助言に当たりましては、西和警察署の中で交通部門、刑事部門、生活安全部門の部門ごとに協議をいただく中で、町が選定したところについて妥当性というところをご判断いただいております。設置に至っているというところをご理解いただければというふうに思います。

木澤委員

第2期については警察のアドバイスを受けてということなんですけど、今回というか、もともと自治会から申請のあったものについては補助金を出して、

今回、家庭用についても補助金を出すと。

今後、町のほうとしての設置についてはどんなふうを考えてはるんでしょうか。

安全安心
課長

新年度、令和8年度から家庭用の防犯カメラの補助をしてまいります。

その中で、網羅できない主要幹線であるとか、町内でいくといかるがパークウェイとか県道、その中でも町道でも全てが生活道路でございますが、そこから抜けていくような町道のところを選定いたしまして、まず家庭用防犯カメラで道路を公共空間を映すという条件の中にしてしておりますので、そちらのほうで逃走経路であるとかいうところをまた警察にご助言いただきながら、今後の第3期となる町の防犯カメラの設置については検討してまいりたいと考えております。

委員長

西巻総務部長。

総務部長

ちょっと補足させていただきますと、今回、町長選に当たりまして町長がマニフェストを出させていただいています。

そのマニフェストに従いまして、今後それら施策については進められていくものと思っておりますし、また、先ほど曾谷課長が言いましたように、令和8年度から家庭用の防犯カメラの設置助成を始めます。これの効果というのは、これからまた見ていかなあかんし、それによって必要なところが出てくるならば、町としてどのような対応をしていったらいいのか、また町長マニフェスト等も整合性を図りながら、進めていきたいというふうに考えております。

木澤委員

せっかく新しい制度を始められますので、その効果を見てからでもいいのかなあと。

特に今、第3期として具体的な計画があるわけではないんですね。

総務部長

ただいまそういった計画を用いてるところではなくて、今新たに8年度やろうとしてることを、その成果が表れるような形で、令和8年度は取り組んでいこうと思っております。

木澤委員 町管理のものになるとかなり高額なものになると思いますので、せっかくの制度を生かして、十分活用していただければとお願いしておきます。

委員長 ほかにございますか。 伴委員。

伴委員 私も予算書の65ページの13節の防犯カメラの件なんですが、使用料とあるということはリース契約、リース契約であれば何年のリースになっているのか教えてください。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 5年間でございます。

課長

伴委員 一般的に5年、7年といろいろありますけど、5年のリースであれば、そのリース期間が終わったときに、新しく更新していく。特に、第1期目のやつがいいところになってくると思います。その辺の町の考え方というのを教えてください。

安全安心 今、委員がおっしゃっていただいた5年以降につきましては、町の財産という
課長 ことで、引渡しをする中で維持管理を行っているところでございます。

機器の性能にもよりますが、おおむね5年から7年と言われる部分でございますが、その保守点検も行いながら、もう第1期のところについては、また更新時期を迎えてくる時期もでございます。

そちらのほうにつきましては、維持管理を適切に行う中で、また第1期のところについては、今後、更新作業については予算のところを取って更新をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

伴委員 すみません、僕ちょっと理解できてませんでして、今の答弁に対して。第1期のやつはリース期間の5年はまだ経ってないということですね。

安全安心
課長 更新は行っておりません。保守契約をずっと行っておりました。同じ機器はその設置はずっとしている今現状で、リース期間は終わってますが、町の維持管理の保守の契約をして毎年、保守点検を行っているというところでご理解いただければと思います。

伴委員 わかりました。結局、最初の20台はリース期間が終わって、そして保守点検ということをしているという形になって、そのタイミングを見てまた更新を考えるとというような形になっていると。

それで結局これ、使用料が330万円、結構、高額なんですけど、またそれ、リース落ち、表現があれですけど、リースが終わってこの約17台に対して、この金額がかかっていると、こういう見方でいいんでしょうか。

安全安心
課長 おっしゃるとおりでございます。

伴委員 ということは、非常に町の防犯カメラというのは高性能で、非常にその辺のリースもかかるというような形になっていることがわかりました。
わかりました、結構です。

委員長 ほかにございますか。

(な し)

委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。
次に、第6款 商工費について、説明を求めます。 西巻総務部長。

総務部長 それでは、第6款 商工費のうち、総務部が所管する予算について、ご説明します。

恐れ入りますが、一般会計予算書の118ページをお願いします。

118ページから119ページの第1目 商工総務費です。

消費生活相談の実施に要する費用として、119ページの第7節 報償費で、消費生活相談員謝金45万6千円、第8節 旅費で、費用弁償7千円、第

10節 需用費で、消耗品費3万2千円を計上しております。以上、説明いたします。

よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、第6款 商工費について質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結します。

次に、第8款 消防費について、説明を求めます。 西巻総務部長。

総務部長

それでは、第8款 消防費について、ご説明します。

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、一般会計予算書の134ページをお願いします。

はじめに、134ページから135ページの第1目 常備消防費です。

奈良県広域消防組合の負担金として、新年度は、3億4,385万5千円を計上しています。

前年度と比較して、1,811万5千円、5.6%の増となっています。

次に、134ページから135ページの第2目 非常備消防費です。

新年度は、2,714万4千円を計上しています。前年度と比較して、1,164万9千円の大幅な減額となっています。

減額となった主な要因は、消防団員用空調服の調達、県防災行政通信ネットワークの再整備等に要する費用の減によるものです。

主な予算の内容は、町消防団の運営のほか、自衛消防団の支援などに要する費用となっています。

はじめに、「町消防団の運営」として、135ページの第1節 報酬で、上から二つ目の消防・水利団員報酬988万3千円を、第17節 備品購入費の庁用備品うち、高機能な消火ノズル購入費107万6千円を、第18節 負担金補助及び交付金で、上から二つ目の分団運営費195万円などを計上しています。

次に、「自衛消防団の支援」では、135ページの第18節 負担金補助及

び交付金で、上からひとつ目の自衛消防団補助金105万円を計上しています。

次に、「災害対応ドローンの運用」では、135ページの第11節 役務費の上から二つ目の手数料うち、二等国家資格取得講習手数料43万3千円を、第17節 備品購入費の庁用備品うち、災害用ドローン購入費387万4千円などを計上しています。

操縦士を育成し、災害発生時の迅速な被災状況の把握や現場対応の効率化を図ります。

次に、134ページから137ページにかけての第3目 消防施設費です。

新年度は、2,728万5千円を計上しています。前年度と比較して、1,737万5千円の大幅な増額となっております。

増額となった主な要因は、消防団等資機材運搬車の導入に要する費用の増によるものです。

主な予算の内容は、消防施設の維持管理、消防施設整備の支援などに要する費用となっております。

はじめに、「消防施設の維持管理」として、消防コミュニティセンターを公共下水道に接続するため、137ページの第14節 工事請負費で、下水道接続等工事125万円を計上しています。

また、消防団第3分団の詰所に物置を設置することから、第17節 備品購入費で、上から二つ目の庁用備品100万円を計上しています。

次に、「資機材運搬車の導入」では、137ページの第17節 備品購入費で、公用車993万円などを計上しています。

災害時における資機材や用水等の輸送手段として資機材運搬車を導入します。

次に、第4目 水防費です。水防出動等に要する費用として、新年度は、32万4千円を計上しています。

次に、136ページから139ページにかけての第5目 災害対策費です。

新年度は、1,112万1千円を計上しています。前年度と比較して、503万4千円の大幅な減額となっております。

減額となった主な要因は、地域防災計画の見直しが完了したことによるものです。

主な予算の内容は、災害対策活動、災害物資の備蓄、地区別防災訓練の実施、自主防災組織の支援などに要する費用となっています。

はじめに、「災害対策活動」として、137ページの第12節 委託料で、上から二つ目の被災者支援システム機器更新業務委託料87万7千円を計上しています。被災者支援システム機器を更新いたします。

次に、「災害物資の備蓄」では、137ページの第10節 需用費の消耗品費のうち、323万1千円を計上しています。

避難所における食糧及び資機材等の備蓄を計画的に進めてまいります。

次に、「地区別防災訓練の実施」では、137ページの第12節 委託料で、上から3つ目の防災訓練講師委託料25万円を、その下の防災訓練会場設営等業務委託料52万円などを計上しています。

災害発生時に地域住民が連携を保ちながら、応急対策活動ができるよう、防災訓練を実施します。

次に、「自主防災組織の支援」では、139ページの第18節 負担金補助及び交付金で、上からひとつ目の自主防災組織補助金245万円を計上しています。

地域ぐるみの自主防災活動を支援するため、自主防災活動支援補助金を拡充し、地域防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、「防災井戸の運用」では、137ページの第10節 需用費の消耗品費のうち、19万1万円を、139ページの第17節 備品購入費で、庁用備品36万1千円などを計上しています。

ライフラインが寸断された場合に備え、令和7年から運用している防災井戸の管理に努めるとともに、この井戸から斑鳩南中学校プールへ貯水・給水するための資機材を調達します。

最後に、「災害時宿泊施設の利用助成」では、139ページの第18節 負担金補助及び交付金で、一番下の避難者宿泊施設利用補助金10万円を計上しています。

大雨や台風に伴う風水害時の避難情報発令時に、避難行動要支援者等が一時的な避難所として宿泊施設を利用した場合の宿泊費用を一部助成する制度を創設してまいります。以上、説明といたします。

よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第8款 消防費について質疑をお受けします。
奥村委員。

奥村委員 予算の概要の2ページのところでございます。
災害対応無人航空機（ドローン）の運用というところなんですけども、毎回これは一般質問をさせていただいたりとかいろいろな形で私、質問させていただいてるんですけども、今回、ドローン運用のための予算が326万6千円を充てていただいておりますけれども、一般質問させていただいたときは「町としては国の補助を受けて導入したい」というご答弁でございましたけれども、ドローンを導入するに当たって、その必要性について町としてのご認識をお聞かせいただきたいなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 町といたしましては、災害対応無人航空機（ドローン）については非常に有効な資機材であるというふうに認識をというところでございます。

初期対応に当たりまして、大雨災害であるとか土砂災害の被災状況を把握する手段として非常に有効な資機材であると認識しているところでございます。

今ありましたとおり、本事業につきましては、調達に当たりましては有利な財源の確保、活用しながら導入する方針としておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

奥村委員 ありがとうございます。3月11日の東日本大震災からもう15年を迎えるということなんですけども、災害というのはいつ起こるか分かりません。近隣の町でもしっかりと導入されているという事例もございますし、いつも心配なのは、災害発生時にドローンがない中で、本当に大雨洪水災害であったりとか土砂災害とかがあったときに、その初動対応として職員さんが危険をおかして現場に行くという、そのことで命が危ないってということもございますし、東日本大震災でもやはり消防の職員さん、消防の方々が命を落とされたという事例がいっぱいございます。

町民の皆さんの安心安全を守るためにも、早期導入が必要だなというふうにも切実に感じますけども、お考えを伺いたいと思います。

安全安心
課長

先ほどもご答弁させていただきましたが、ドローンにつきましては本当に非常に有効な資機材ということを認識はしておるところでございます。

ただ、財源の確保というところでかなり高額なところもございまして、有利な財源を確保しながら、また活用しながら、導入を検討してまいりたいと考えております。

現在この資機材の調達に当たりましては、補助率が10分の10という非常に有利な消防団の力向上モデル事業という補助メニューがございまして、そちらのほうに今、申請を既に行っておりますので、そちらのほうの結果待ちということでまたご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

奥村委員

私としてはやはり職員さんの命、安全安心また町民の方の安全安心を守るためにも、早期の導入を要望させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、その下のところに資機材の運搬車の導入というのがあるんですけども、この資機材運搬車というのは給水タンクとかの運搬を目的に、また災害時の資機材を乗せるということをおっしゃっておりますけれども、どれぐらいの容量の給水タンクを乗せることができるのか、積載できるのか。

また配備できる時期はいつ頃になるのかとか、これを、この車を置く常駐場所はどこになるのかを教えてくださいたいと思っております。

安全安心
課長

資機材運搬車の導入についてでございますが、火災救助活動をはじめ災害時に使用する資機材や、今、委員おっしゃっていただきました給水タンク等を運搬することを目的に、消防団等が使用する資機材運搬車を導入いたすこととしております。

現在、使用と考えているところが最大積載量2トン未満で、普通免許の方で運転が可能な車両を導入する計画をしております。給水タンクの容量でいきますと、最大1トンの容量の水を運搬する想定をしておるところでございます。

導入時期につきましては、新年度、令和8年5月中旬に入札を実施いたしまして、資機材運搬車を取得することにつきまして、今、700万円を超えることが予想されておりますので、直近の議会に取得の議案を提出させていただき議決をいただくということを想定しております。

その中で議決後に約9か月程度、製造になるという見込みがございまして、令和9年の、令和8年度の最終の3月下旬頃に引渡しの計画をしているところでございます。

常駐場所につきましては、役場の地下駐車場に駐留させていただきたいと考えております。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 先ほど奥村委員の質問の続きですけれども、ドローンですけれども、これは何機導入する予定でしょうか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 現在1機で申請を行っております。

課長

齋藤委員 そうしましたら消防団に配置すると思えますけれども、この消防団のドローンの講習、運転というのか、機器の講習は消防団がするのでしょうか、それとも町の職員がするのでしょうか。

安全安心 消防団が行う想定をしております。

課長

職員の中で消防団員に入団している職員を、その操縦の任命するための研修を昨年度、今年度3名の職員が研修を受けさせていただいたところでございます。

また少し法律が変わりまして、その操縦をするに当たりましては国家資格が必要になって、1名は必ず国家資格が必要になってくる条件に変更になっておりますので、この申請に合わせまして採択された場合については、国家資格を取得するこの費用についても、新年度、令和8年度で計上させていただいてい

るところでございますので、ご理解いただければというふうに考えております。

齋藤委員 ドローンの保管場所というのは、町の庁舎ですか。それとも消防団の屯所ですか。

安全安心 役場の事務所でございます。
課長

齋藤委員 先ほど「国から10分の10で申請してる」とおっしゃってましたけども、もしそれが通らなかったらやめるということなんですか、それとも通らなくても購入するという事なんですか

安全安心 現在、採択された場合のみ導入するという計画をしております。
課長

齋藤委員 ということは、採択されなかったら、今年度はやめるということで理解してよろしいでしょうか。

安全安心 おっしゃるとおりでございます。
課長

齋藤委員 それから137ページの12番の委託料の下から三つ目です。
聞き漏らしたか分かりませんが、被災者支援システム機器更改業務委託料とありますけども、これは更新となっておりますから、現在、設置してるんだと思いますけども、具体的にはどんなシステムなんですか。

安全安心 大災害が発生した場合に罹災証明書を発行するシステムでございます。
課長 税務課職員が被災の家屋等を巡回いたしまして、その入力をした上で速やかに、住基システムとリンクをしておりますので、そのシステムを用いて速やかに罹災証明書を発行するというシステムでございます。

委員長 ほかにございますか。 曾谷安全安心課長。

安全安心
課長 失礼しました。付け加えて、被災状況であるとか避難状況等につきましてもそのシステムで管理ができておりますので、そちらのほうで入力を完了させていただくという形にしております。

委員長 溝部委員。

溝部委員 予算の概要のところの3ページの防災井戸の運用というところで、今回その資機材を整備されるということなんですけれども、災害が起こったときに、プールに井戸から水をくみ上げるそういう機材なのかなあと思うんですけれども、そのプールに貯めてどれぐらいの方が利用できるような規模の貯水ができるのかとか、何日間ぐらい対応できるのかとかということがわかれば教えていただきたいんですけれども。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心
課長 現状の斑鳩南中学校のプール容積につきましては、450立米になっております。まず満タンになった場合で、全て枯渇するまでということであれば56時間の時間を給水できるという状況にはなっているというプールの容量はなっております。

溝部委員 その56時間で貯水できると。

安全安心
課長 失礼しました。1人1日当たり10リットルから20リットル必要だと言われてるところでございます。プールの容量でいくと2万2,500人分程度が出せるという形の机上の上ではしてるところでございます。

溝部委員 それで何日間ぐらいいけるんですか。

安全安心
課長 災害の井戸がございますので、そこからはもうずっと湧き続けてますので、もうずっと循環といいますか、最大貯められるのが450立米がプールの容量としては確保できるということですので、ずっと井戸が枯渇するまではいける

かなとは思いますが。

溝部委員 井戸が何か災害で破損したりとかで上げることができない限りは、ずっとそこに水を貯め続けることができるということですね。

安全安心 おっしゃるとおりでございます。

課長

溝部委員 あともうひとつ、どの項目か分からないんですけども、災害時の受援体制についてちょっと少し教えていただきたいんですけども、災害が起こった場合にいろいろなところから支援物資が来ると言うんですけども、国から送られてくる支援物資とかがかなり膨大になるということがあると思うんです。

その保管場所というか、それをどこに保管しておくのかというのが結構いろいろな自治体でも問題になってるみたいなんですけども、斑鳩町はどこに保管するとかというのは決まっているもんなんですか。

安全安心 本町では地域防災計画において、地域防災拠点として小学校・中学校・中央
課長 体育館などの8施設を選定しているところでございます。

物資輸送拠点といたしまして、災害用のヘリポートである斑鳩小学校の運動場を、この物資輸送拠点として防災計画の中では位置づけしているところでございます。

溝部委員 ということは、斑鳩小学校の運動場なり、校舎なり、中に来たものを順次、保管していくという形になるんですか。

安全安心 おっしゃるとおりでございます。

課長

溝部委員 ありがとうございます。国からのそういう物資ってひとつ断ると何か全てが来なくなるみたいな話も聞くんです。何かそういう物資っていろいろなものがパッケージになっていて、この部分は余っているからもう要らないとなって、それを拒否すると何か全ての物資が来ないみたいなような話を聞くので、その辺りというのはどんな感じになっているんですか。

安全安心課長 現在、国と県、各市町村とシステムを組んでおりまして、必要な物品につきましてはそのシステムを用いて、いただきたい必要な物品というところを国が一元管理しておりますので、そのシステムで各市町の被災状況によりましてプッシュ型で、この物資がないというところで、国がプッシュ型で物資を届けていただけるという形になっております。

足りない分についてはそのシステム上で国が把握しておりますので、そちらの今おっしゃっているような形にはならないような状況かなと考えております。

委員長 ほかにございますか。 木澤委員。

木澤委員 予算書の135ページの広域消防組合の負担金についてですけども、これ金額が上がってるんですけど、これはどういった理由によるものでしょうか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 新年度、令和8年度につきましては主な増額になった要因につきましては、義務的経費になります人件費が前年度と比較いたしまして4億4,700万円程度増額するところがございますので、そちらの負担金の増というところと、また消防指令システム、デジタル防災行政無線の、デジタル無線関係の構築がまた第2期の分が始まってまいりますので、そちらのほうの増額というところで、負担金の増ということでご理解いただければというふうに考えております。

木澤委員 わかりました。単純にその基準財政需要額割での率が増えたとかそういうことではないんですね。

安全安心課長 負担の割合については、昨年度と一緒という形でございます。

木澤委員 そしたら次に、非常備消防費の17節の備品購入費、高機能な消火ノズルと

いうのはどんなものなのか教えてもらいますか。

安全安心
課長

1人でも簡単に筒先が持てるというノズルになりまして、普通でしたら筒先の右手のほうでノズルを停止したり放水したりというところになるんですが、停止したりというところもできて、あとトリガーがついてまして、トリガーで水を打ったり止めたりということが1人でできる、1人で活動が。2人でするんですが、1人でも容易にできる高機能のノズルということでご理解いただければと思っております。

木澤委員

それというのは、今ある物よりも高額になるんでしょうか。これは消防団のほうで導入するということなんですけど、自治会等で設置しているノズルがありますよね。あれこそふだん慣れてない人って、1人でできるやつの方がいぎというときには助かると思うんですけど、金額的な面も含めて今後の配備についてはどう考えたらいいんでしょうか。

安全安心
課長

申し訳ありません、今、金額を調べさせていただきますが、かなり高額なものになります。こちらのほうにつきましても国の補助金を活用して今、申請を行っているところでございます。

こちらのほうについても、補助が採択されない場合については、また見送るという形は取っておりますが、現在この申請を行う中で、消防団員さんからのご要望もございますので、そちらのほう導入してまいりたいというふうに考えております。

木澤委員

また金額が分かったら、後刻で構いませんので教えてほしいです。

安全安心
課長

失礼しました。1本当たり18万円というところになります。

木澤委員

そうすると、なかなかさすがに自治会の備品としては難しいということですね。わかりました。そう理解しておきます。

それとですね、137ページのところに奈良県広域水道企業団の負担金というのが146万8千円計上されているんですけど、これはどういったものにな

るんでしょうか。137ページです。

安全安心
課長 消火栓の点検の委託料の負担金ということでございます。

木澤委員 消火栓で、消防団のほうでも点検いただいていると思うんですけど、それとはまた別の分になるんでしょうか。

安全安心
課長 今、611栓町内にございますが、そちらのほうを4つの区域に割りまして広域水道企業団のほうで年次点検を行っているところでございます。

消防団につきましては日常点検ということで、上期と下期で全てのところを回るといのはちょっと困難でございますので、毎月1日、15日の点検のときに、直近の消火栓を漏水がしてないかどうかというところを、日常的なところについては消防団のほうで確認をいただいているというところ。

失礼しました。

消防団については、防火水槽を日常的に上期と下期で確認をいただいているというところでご理解をいただきたいというふうに考えております。

木澤委員 そしたら私の勘違いということですね。消火栓ではなくて防火水槽を消防団で点検していただくということですね、はい。わかりました。

そしたら最後に、先ほどの井戸のプールにお水を貯めることですね、これはよう考えていただいて、必要なものなので対応していただけるのはありがたいと思うんですけど、通常、学校のプールって使っているときはどうするのかというと、使っていないときって水を張っていてかなり濁っていると思うんですけど、そんな状態で水を抜いてすぐに水を貯められるものなのか。

学校で使っているときはどうするのかとか、その辺はどう考えたらいいんでしょうか。

安全安心
課長 プールの水は飲み水ではありませんので、この冬の場面でかなり藻が発生しているような状況であれば、ちょっと考える必要性というのはあるとは思うんですが、トイレの水を利用いただくということであれば、その水を一旦、利用いただいて、また井戸からの給水をしていくというところで考えております。

プールの水は一旦、抜いてしまうとプールの構造上、問題がございますので、常に水を張っている状態ということで、万が一、生徒さんが利用されている場合に大災害が起きたというところについては、当然もう学校のところについてはプール指導というのもできないところでございますので、そちらのほうは学校長さんと協議を行いながら、その水の使用については適切に行っていきたいというふうに考えているところでございます。

木澤委員 飲料水ではないというのと、生活用水で優先されるのはトイレやとは思いますが、ただ、洗濯に使ったりお風呂に使ったりということでどのように使われるのか分からないと思うんです。もう完全にトイレだけにしてくださいと言うんやったら、濁った状態でもかまへんと思うんですけれど、そこは町のほうで用途を限定するという形で考えてはるのか、そこはどうなんでしょうか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 今、先ほど「藻が張るような状態」という課長が答弁させていただいたんですけども、できたらそれまでに井戸の点検を兼ねて、いわゆる藻が張らへん状態で張替えとしていけば、ある程度、水質のほうも大丈夫なのかなと。

そういったものを試行をしながら、どういったものかいいのかなというのを、手探りですけどもあたりながらやっていきたいかなというふうに思っております。以上です。

委員長 ほかにございますか。 中川議長。

議長 135ページの第1節の消防水利団員報酬988万3千円かな。これは何名分やろ。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 予算上は80名の予算要求をさせていただいてるところでございます。

議 長 定員というのは何名やろ。3分団合計で。

安全安心 条例上は100名になっております。

課長

議 長 条例上100名で今は80名の予算ということで、20名不足になってるということやんな。

その中でも80名の中かなりの割合でというか、出初めでも一般人は出られない方もおられるか分かりませんが、出初めなんか参加させてもらったら、職員さんの割合も結構増えとるし、パワハラやないけど何か「職員やから入れ」と言われて入ってるのかなというふうに見えてしまうねんな、こっちの目で見たら。団員が足りないから。

だからその団員を増やすための何か努力というのはしてるのかな。

安全安心 団員さんの減少というのは非常に課題であるというふうには考えております。

課長

その中で、イベントごとに消防団の団員さんの募集ということで、イベントで募集もさせていただいています。その中で8月に夏休みに児童防災リーダー研修会というものを小学校の4年、5年、6年の方を対象に3年前からさせていただいておりますが、幼少期から消防団員なり消防職員との触れ合いというところで、機運づくりというところを行って、また子どもさんと一緒に来られたお父さんお母さんについても、団員さんのほうに勧誘といったらあれですけども、入っていただくような機会づくりというところについては努めているところがございますが、なかなか急激に増加していないところが現状でございます。

議 長 そういう努力してもらっているというのが今わかりましたし、そういうきっかけで団員さんが増えればいいなという思いもあります。

ただ、無理に足らんからと言って職員さんを入れるようなことがないようにだけお願いしておきます。

委員長 では、これをもって、第8款 消防費に対する質疑を終結します。

次に、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、あわせて説明を求めます。 西巻総務部長。

総務部長

それでは、第10款 災害復旧費、第11款 公債費及び第12款 予備費について、あわせてご説明を申し上げます。

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

一般会計予算書の170ページから173ページにかけてをお願いします。

はじめに、第10款 災害復旧費です。

災害の発生に伴い、早急に各施設の災害復旧に対応できるよう、名目として1千円を、それぞれの費目において計上しています。

続きまして、174ページから175ページの第11款 公債費です。

はじめに、第1目 元金です。

新年度は、8億4,497万1千円を計上しています。前年度と比較して、424万7千円、0.5%の増額となっています。

次に、第2目 利子では、新年度は、3,248万5千円を計上しています。前年度と比較して、402万9千円、14.2%の増額となっています。

町債の活用については、世代間の負担の公平性を考慮しながら、本町の行政課題を克服していくためには、建設地方債の活用もやむを得ないものと考えています。

ただ、後年度、確実に財政負担が生じることから、可能な限り、借入金の縮減に努めるなど慎重に対応してまいりたいと考えております。

最後に、174ページの第12款 予備費です。

不時の支出に備えるため、新年度は、5,000万円を計上しています。

以上、説明といたします。

よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費に対する質疑を終結します。

以上で、総務部・会計室・議会事務局所管に係る予算についての審査を終わります。

理事者入れ替えのため、11時30分まで休憩します。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時30分 再開)

委員長

再開します。

それでは、住民生活部所管に係る予算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。 中原住民生活部長。

住民生活
部長

それでは、第2款 総務費のうち、住民生活部が所管する各科目の予算について、ご説明させていただきます。

失礼して、着席にて説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、令和8年度斑鳩町一般会計予算書の57ページをお願いいたします。

はじめに、第1目 一般管理費で、無料法律相談の実施として、57ページの第12節 委託料の中ほどで、無料法律相談委託料144万1千円を計上しております。

次に、62ページから65ページの第8目 交通安全対策費です。

放置自転車の防止として、65ページの第12節 委託料で、放置防止指導業務委託料65万7千円などを計上しています。

続きまして、第3項 戸籍住民基本台帳費です。

68ページから71ページにかけての第1目 戸籍住民基本台帳費です。

新年度は、9,090万4千円を計上しています。前年度と比較して、51万1千円、0.6%の減となっています。

住民基本台帳ネットワークや戸籍総合システムの運用に関する費用などを計上してします。

新年度は、戸籍附票システムの標準化や振り仮名に係る改修、証明書コンビ

ニ交付システムの戸籍附票に係る改修を行います。

以上、説明といたします。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について質疑をお受けします。
伴委員。

伴委員 71ページのこの戸籍住民基本台帳費、12節の委託料、これは今ここでもろしいですね。この監視カメラシステム保守業務委託料というのを質問したいんですけど。これ、結局普通防犯カメラと監視カメラと、僕正直言うて、使い分けがだいたいわかってませんねん。この監視カメラというのはどういうことなんでしょうか。

委員長 峯川住民課長。

住民課長 この監視カメラシステム保守業務委託料というところですけども、住民課の窓口の前に自動交付機、マイナンバーカードで証明書等自動交付機あるんですけども、そこのほうに監視カメラというのをつけてさせていただきまして、防犯カメラのようなものなんですけども、マイナンバーカード証明書交付のそういう機器とか、そういった形の保守であったりとか、そういったところの監視するということ所でカメラをつけさせてもらってます。

伴委員 普通防犯カメラやったら、警察が事件があったら見せてほしいとか、こういうカメラというのは役場内で見てもいいのやろか、雰囲気はわかりまんねん、今の説明で、無人の交付機があるから置いてる、ATMなんかやったらお金出し入れするからわかるねんけど、それと同じように重要な書類を出すということで、置いてはるんやろと思いまんねんけども、どんなタイミングで誰が、その監視カメラの映像を見るようなケースってありまんの。

住民課長 今、委員おっしゃるように防犯面で、不正があったときのためには設置しているんですけども、今までそれとみる必要があったというところはないんです

けども、やはりそういった不正とか盗まれるということはないと思うんですけども、そういったためにつけさせてもらって、わかるようにつけているというところと、なんかあった場合には業者とも相談して中身の確認をして、操作確認ができるというような状況で、警察との関連というのはないですけども、業者で、こちらで確認をするという面につけさせていただいております。

委員長 ほかにごございますか。

(な し)

委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。
次に、第3款 民生費について、説明を求めます。 中原住民生活部長。

住民生活 それでは、第3款 民生費のうち、住民生活部が所管する各科目の予算につ
部長 いて、ご説明します。

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、一般会計予算書の74ページをお願いいたします。

はじめに、第1項 社会福祉費です。

74ページから77ページにかけての第1目 社会福祉総務費では、新年度は、3億5,497万4千円を計上しています。前年度と比較して、3,268万7千円、10.1%の増となっています。

主な予算の内容は、職員に係る人件費のほか、社会福祉団体への補助金、国民健康保険事業特別会計への繰出金などに要する費用となっています。

次に、76ページから77ページの第2目 老人福祉費です。

新年度は、8,892万6千円を計上しています。前年度と比較して、945万1千円、11.9%の増となっています。

主な予算の内容は、第18節 負担金補助及び交付金で、三室園組合への負担金として3,126万5千円、第19節 扶助費では、老人福祉施設措置費として695万6千円、高齢者優待券交付費として1,864万5千円、高齢者外出支援タクシー基本料金助成金として1,098万8千円などを計上しています。

次に、78ページから79ページの第3目 老人憩の家運営費です。

老人憩の家の会計年度任用職員の人件費のほか、施設の維持管理等に必要な費用として、新年度は、3,257万7千円を計上しています。前年度と比較して、120万1千円、3.8%の増となっています。

次に、78ページから81ページの第4目 医療対策費です。

新年度は、2億6,165万9千円を計上しています。前年度と比較して、1,752万円、7.2%の増となっています。

本町の医療費助成制度の経済的・時間的負担の双方を徹底して軽減している特長を生かして、引き続き、安心して医療を受けられる環境を整備に努めていきます。

次に、80ページから81ページの第5目 人権対策費です。

人権思想の普及、人権意識の高揚を図るため、新年度は、55万6千円を計上しています。

次に、80ページから85ページにかけての第6目 障害福祉費です。

新年度は、12億7,176万7千円を計上しています。前年度と比較して、2億4,260万8千円、23.6%の増となっています。

この費目は、障害者総合支援法に基づくサービスの給付が過半を占めており、82ページから85ページの第19節 扶助費で、12億206万9千円を計上しています。

次に、84ページから87ページにかけての第7目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費です。

ふれあい交流センターの会計年度任用職員の人件費のほか、施設の維持管理等に必要な費用として、新年度は、4,571万8千円を計上しています。前年度と比較して、276万6千円、6.4%の増となっています。

次に、86ページから87ページの第8目 介護保険事業繰出費です。

新年度は、4億7,354万3千円を計上しています。前年度と比較して、1,836万9千円、4.0%の増となっています。

介護保険の給付に係る町の法定負担分のほか、地域支援事業費に係る町の負担分、職員人件費や事務費に係る繰出金を計上してします。

次に、第9目 総合保健福祉会館管理運営費です。

新年度は、1億2,556万円を計上しています。前年度と比較して、8,

404万9千円、302.5%の増となっています。

主な予算の内容は、新年度から2か年で、空調設備の改修に取り組むほか、施設の維持管理等に必要な費用となっています。

次に、88ページから89ページの第10目 後期高齢者医療費です。

新年度は、5億4,523万円を計上しています。前年度と比較して、3,789万3千円、7.5%の増となっています。

医療給付に要する費用のうち、町の法定負担分を奈良県後期高齢者医療広域連合に納付するほか、事務経費、広域連合の運営に係る経費、そして低所得者に対する保険料の軽減措置に係る補填分に係る繰出金を計上しています。

続きまして、第2項 児童福祉費です。

はじめに、88ページから91ページにかけての第1目 児童福祉総務費で、児童福祉事務に関わる職員の人件費のほか、保育所、学童保育、児童手当以外の事務や事業に係る費用として、新年度は、1億6,849万7千円を計上しています。前年度と比較して、2,080万8千円、14.1%の増となっています。

増額となった主な要因は、民間保育施設の施設改修支援等によるものです。

91ページの第18節 負担金補助及び交付金で、上から2つ目の私立保育所運営費補助金5,782万円を計上しています。新年度は、町内の民間保育施設の安定的な保育士雇用のため、民間保育施設の保育士に対する給与改善費補助金を増額するなど、民間保育所の運営支援の充実を図ります。

また、下から2つ目の就学前教育・保育施設整備事業補助金1,549万1千円を計上しています。新年度は、民間保育施設の保育定員拡大にかかる施設改修を支援し、保育のニーズ量の充足を図ります。

さらに、第19節 扶助費で、妊婦および3歳未満の乳幼児の保護者を対象に、タクシー利用料金の一部を助成する「マタニティ・子育てタクシー利用料金助成事業」について、奈良県のタクシー運賃の改定にあわせて助成ができるよう、当事業の助成額等を1メートルの運賃に準じて改定し、妊娠・子育て期の外出支援の充実を図ります。

次に、90ページから95ページにかけての第2目 保育園費です。

保育士などの人件費を含む町立保育所の運営に要する費用として、新年度は、5億302万3千円を計上しています。前年度と比較して、1,709万

3千円、3.5%の増となっています。

次に、94ページから95ページの第3目 児童保育費です。

新年度は、8億4,245万3千円を計上しています。前年度と比較して、1億5,137万6千円、21.9%の増となっています。

増額となった主な要因は、私立保育園等に支払う基準となる国の公定価格が、人事院勧告等の影響を受け改善されたこと、近隣市町村の私立幼稚園が認定こども園となったことによる1号認定児の増によるものです。

新年度から、国が進める乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度であります。これを本町において開始するため、第12節 委託料で、一番下の乳児等通園支援事業委託料81万円を計上しています。

次に、94ページから97ページにかけての第5目 児童手当支給事業費です。

児童手当及びその給付に要する事務費として、新年度は、6億3,850万円を計上しています。前年度と比較して、974万4千円、1.5%の減となっています。

0歳から18歳までの児童を育てる保護者に、所得制限なく児童手当の支給を行っており、広く子育て世代を支援しています。

最後に、第3項 災害救助費です。

第1目 災害救助費で、万一の災害の発生に備え、早急な対応を図るため、前年度と同額の2千円を計上しています。以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長

ここで、民生費についての説明が終わりました。

13時15分まで休憩します。

(午前11時46分 休憩)

(午後 1時15分 再開)

委員長

再開します。

第3款 民生費について質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員 77ページの一番下のところ、19節 扶助費の高齢者外出支援タクシー基本料金助成金ですけれども、令和7年度の予算は1,785万5千円で、今回は1,098万8千円と、えらい減ってるんですけども、これは需要がないからなのかどうなのか、教えてもらえないでしょうか。数字、違ってました、すみません、需要がないのかどうか、教えてもらえますか。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 高齢者外出支援タクシーの件なんですけども、こちらのほう交付人数につきましては令和5年度が5,642人、令和6年度が5,724人、令和7年度は12月末現在で5,702人となっておりますけれども、利用者の枚数といたしまして、令和5年度が1万4,864枚、令和6年度が1万4,207枚、令和7年度は2月末までに事業所さんから請求された約10か月分の枚数といたしまして1万2,001枚となっております、少し減少傾向にあるところではあります。

令和8年度の予算額につきましては、近年の利用実績に基づきまして積算して、減額となっているものとなっているものです。前年度は、ごめんなさい私の認識では1,186万6千円だったかなと思っております。

齋藤委員 すみません。間違えですけども。そうしましたらもうひとついいですか。高齢者外出支援タクシーの基本料金ですけども、需要はほとんど一緒ということですけども、タクシーが来ないとか、そういうような話は聞いておりますでしょうか。

福祉課長 そうですね、なかなか予約は受けてもらえないといったようなことはお聞きしております。

委員長 ほかにございますか。 奥村委員。

奥村委員 予算書の86ページ、総合保健福祉会館の充実、予算の概要の5ページなんですけども、今回、空調設備の改修を令和8年からの2か年計画でされるとい

うことなんですけども、この総合福祉会館というのはもう本当に日々たくさんの高齢者から小さい方まで来られてるんですけれども、工事のために使用できなくなるとか、そういう貸館というか会館を貸していただけなくなるとか、そういういろいろな影響が出てくるということはないでしょうか。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 こちらの工事につきましての事業のスケジュールなんですけれども、令和8年9月に工事請負契約を締結しまして、10月から12月を準備期間として、令和9年1月から5月と、10月から11月で施工する予定をしております。

空調設備の系統別で段階的に施行するため、工事期間中におきましても会館の利用は継続できるよう配慮いたしたいと考えておりますが、貸館部分につきましては基本的に平日に施工することで早期に竣工を目指しております。

各事業に影響が出ないよう休日も活用しながら進めていきたいと考えているところです。その際には利用者の方々に対しましては、事前に会館の総合案内や広報等で周知してまいりたいと考えております。

奥村委員 ありがとうございます。本当にたくさんの方がこの総合福祉会館を利用されておりますので、いろいろ変更がございましたらまたお知らせのほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと次に、予算書の84ページ、ふれあい交流センターいきいきの里の件でございますけども、これはご要望なんですけれども、ふれあい交流センターの風呂場の椅子の件なんですけれども、利用された方が少し股関節を痛めておられて、セッティングされていた低い椅子には座れなくて、結局のところ立っているいろいろなしなければならなかったということなんですけども、入浴介助用の座面の高い椅子を準備していただけるのかどうか、その辺、確認させていただきたいんですが。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 今ご質問いただきましたふれあい交流センターにつきましては、浴室に通常

の風呂椅子のほかに男女それぞれの浴室に2脚ずつ高さを調節することができるシャワーチェアを配置しております。今おっしゃっていただいたものは高さを変えられるようになっておりますので、座面が高い状態にセッティングしたのも配置をするようにいたします。

委員長 奥村委員。

奥村委員 ありがとうございます。やはり高齢化は本当にどんどん進んでおりますので、どんな方も利用できるような体制をよろしく願います。

委員長 伴委員。

伴委員 80ページの第6目の障害福祉費、これについては今まで非常に費用が上がってきたなというのを毎年、予算委員会で感じてきてるんですか、内容が内容なので、なかなか仕方がないと。必要なもんやということ言ってなかったんですが、今回も一度質問したいなど。

今回もこれ25%を超える上昇になっていると。これの原因とといいますか、その主だった原因、このあたりはどのあたりにあるんでしょうか。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 今、ご質問いただきました障害福祉費の件なんですけれども、利用者さんであつたりですとか、利用機会ですとかが増えておることが原因で給付費が増加しておるものになりまして、今年度の予算につきましても令和7年度の上半期の伸び率を基に積算したものになっております。

伴委員 やはり該当される方がそれだけのペースで増えてきていると、こう解釈させてもらっていいんでしょうか。

福祉課長 利用される方の数が増えたというだけではなくて、例えば、障害児さんのほうでしたら、そのおひとりの方が利用する回数というものも増えてきまして、

利用者さんも増え、回数も増えて少し伸び率が大きくなっておるところではないかと考えております。

伴委員

非常にこれも仕方がないのかなあというか、これはこれで費用としてなっていくと。非常に全体の予算の中でもその費用の比率が高くなっているというのを常に目にしてるんですけども。これはできるだけそうしてあげてください。ちょっとこれは難しいですね。

次に、続けてお願いします。今、同僚委員が質問しましたことと同じように87ページの14節の工事請負費、空調設備、総合福祉会館のやつなんですが、これ2年に続けてという説明というか、費用は、これまた別途、次の年にかかってくると。この8,200万円ちょいの金額で2年分ということでしょうか。

委員長

北住民生活部次長。

住民生活
部次長

こちらのほうは、令和8年度に一括で入札を考えておりまして、令和8年度にこの8,240万円、令和9年度に3,760万円で、合計1億2千万円の事業計画を今、考えているところでございます。

伴委員

結構大きな買い物になってくるといいますか。空調というのは行政の場合といえますか、この施設の場合なのか私、分かりませんが、もうこの年数がきたらチェンジするというか更新していくという感じ。やはり使えない、故障するとやはり非常に問題があるので、そういう感じにいつてるのか。

たしかこれ、私こっち寄せてもらってからちょっと経ったぐらいで、もう十七、八年ぐらいになってくるのかなという感じはしてるんですけど、この計画というのはどういう感じで考えてこれを更新されてるのか、教えてください。

住民生活
部次長

今回は18年が経ってというので、この空調の設備というのがかなり修繕が今までからもございまして、その辺りで最近では暑い時期というのも多くなっておりますので、緊急性という部分でこの空調の設備のほうをまずは取り組んでいきたいというふうに考えております。

伴委員 わかりました。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 すみません。先ほど、北次長のほうから答弁させていただきました計画の話でちょっと追加、補足説明させていただきます。

恐れ入りますが予算書の7ページをご覧くださいませでしょうか。

第2表の継続費の二つ目のところですね、社会福祉費、総合保健福祉会館の充実として1億2千万円、これが先ほどご答弁させていただいた空調の關係の予算措置となっております。

こうした継続費を組むことによりまして令和8年度にこの1億2千万円が入札にかけることができますので、令和8年度、9年度の2年間で工事を行っていくということになってます。

また財源につきましては、緊急防災事業債を活用しまして、充当率100%になっています。

ということは、一般財源での当該年度の措置というか、そういったものもございませんし、今年度、交付税措置もございますので、有利なそういった財源を活用しながら年次更新していくということでございますので、ご理解願いますよう、よろしく申し上げます。

委員長 伴委員。

伴委員 今の部長の話で、こんなかなと思ってあれしましたけど、これ今、説明をもう一度、お聞きすると、非常にうまく運用していただいているということがよくわかりました。安心しました。以上です。

委員長 ほかに質疑ございますか。 溝部委員。

溝部委員 予算書の83ページ、17節備品購入費で、公用車というのがあるんですけども、今回、予算で結構、公用車の購入がほかの課にも幾つかあったと思う

んですけれども、これは購入されるということで、そのリースとかと比べてもやはり購入するほうが経費的にもよいというか、そういうのはあるんですか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 公用車ということでほかの費目もございますので、私のほうから一括してご答弁させていただきます。

ただいま委員ご指摘のとおり、いわゆるリースもあるよということなんですけども、今回これら公用車につきましては、先ほども申しましたが有利な地方債がありまして、それを活用できますことから、今回はいわゆる耐用年数、あるいは購入してから年月が経つものについて更新していこうと。

といいますのも、今、車両の安全性能ですね。そういったものも高まってますし、それはもうドライバーだけじゃなくていわゆる歩いておられる方、自転車に乗っておられる方の衝突防止であったり、そういった観点からも更新していこうと。できる限りそういったものに更新していこうと。

さらには、ハイブリッド車ということで、環境にも優しい形で更新できればなということで環境に優しいほうの地方債を活用しまして、できる限り更新させていただきますように思っております。

また年次的にまた、つきましたら、こういった起債が残っているようでしたらそれを活用しますし、今後そういった起債も年次措置なわけでございますから、後々はそういった今、ご提案いただきましたリースのほうも活用しながら、うまく更新できたらなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

1点、忘れてました、大事なことを。ハイブリッドにすることによって、災害時の給電にもなりますので、ちょうど一般質問でご答弁させていただいたような形で車両自体が給電になりますので、そういったことにも活用していきたいということで総合的に勘案して、今回こういうふうな措置をさせていただいたということでございます。以上です。

溝部委員 ありがとうございます。

委員長

木澤委員。

木澤委員

予算書の77ページのところです。

先ほどからありましたように、高齢者の外出支援のタクシー券ですね、住民の方からは「タクシーを呼んでも来ない」と、「予約もできない」ということで、なかなかこのタクシー券自体の活用が難しくなってきたのかなど。

私は以前から高齢者の外出支援については総合的に考えて、今後、充実をしていく必要があるということで、町のほうでもアンケートを採って、今後の対策について検討していただいていると。

今回、小城委員からライドシェアについての質問がある中で、訪問型サービスDの導入で対応していくということを答弁されていたというふうに思うんです。この訪問型サービスDというのはまずどんなものか、教えていただきたいんですけど。

委員長

大塚福祉課長。

福祉課長

訪問型サービスDなんですけれども、地域支援事業の中で行うものになりましたして、外出支援に今回、使わせていただくということで我々が想定しておりますのが、事業者さんであったりですとか、地域の団体さんが介助であったりですとか移動支援を行うというものになります。

木澤委員

これは介護保険の中で利用できる制度というふうに理解していいですか。

福祉課長

委員さんおっしゃるとおりで、介護保険の中の仕組みという形になります。

木澤委員

そうすると要支援とか要介護の認定を受けている方は利用できるけど、それ以外の方は利用できないということになると思うんです。

今、免許の返納をされて外出する際の手段がないということで、タクシーを呼ぼうと思っても、もうそもそもタクシーがないということで、私は以前から「デマンドタクシーのシステムの導入についても検討してほしい」ということで質問もさせていただいてきたんですけど、この介護の制度を利用できない方

についての対応はどのようなふうを考えてはるんでしょうかね。

福祉課長

今、委員おっしゃっていただきましたとおり現在、検討しております外出支援につきましては訪問型サービスDという形で、こちらを今、検討しておりますのが令和6年度に実施しました高齢者の外出に関するアンケートから、外出したいけれども、おひとりで外出をするには転倒の不安であったりそういったものがあるというようなお声がありまして、我々といたしましては、まずはこういった手段だけではなくて困り事を抱えておられる、本当に支援がなければ外出をすることができないという方、まずはこういった方に対する支援という形で考えまして、先ほど申しあげました訪問型サービスDというのを外出支援策ということを考えております。

全体に対する支援という形よりも、アンケートの結果からまずは支援が必要な方に対する制度づくりということを進めていきたいというふうを考えております。

木澤委員

私いろいろ声を聞く中で、「まずは」ということですが、その介護認定を受けてらっしゃらない、さっき言った免許返納したという人からも結構、声があったんですよ。

まずそこをやるということは別に悪いことじゃないと思いますので進めていただきたいと思いますが、全体を考えて、この訪問介護のサービスDをやって、そこから漏れる人がおるよというのを把握した上で、次の段階に進もうと考えてはるのか、ちょっと副町長、その辺、全体としてどのようなふうと考えてはるのか、お聞かせいただけますかね。

委員長

加藤副町長。

副町長

もともとデマンドの関係とかは前からもお話しさせていただいていたとおり、そもそも発端がコミュニティバスが2台あって、それを1台にして、あとどういった移動手段を確保するかという中で、今の形になっているということでございます。

それと、今の形になる検討段階として、今、デマンドタクシーの関係も併せ

て検討した結果、この辺やったら当時は香芝市さんとかかれておったので、そういったところの実態を確認させていただいて、具体的なやり方としてはタクシー会社に委託して、香芝市さんだったらたしか4台ぐらいのタクシーを確保して、そのデマンドタクシーを運用されていたと。

実際、担当のほうにこちらから確認をさせていただく中では、どうしても決まった時間がやはりかたまるようです。それとその決まった時間に同じ方が使われて、なかなか一般に広く使われてるかというのはなかなか難しいところがあったということと、あとデマンドタクシーの場合ですと、自宅じゃなしに一定のポイントがあってそこでの利用となりますので、そういった観点からドア・ツー・ドアということで今のうちの整備ということでございます。

それで今、新しくアンケートをさせていただいて検討した結果がご説明させていただいたとおりですけれども、言われるように今後の高齢者の方の実態としてどういった形が出てくるかというのは、当然、確認をさせていただきますので、必要な場合はまた改めて検討はさせていただきます。

木澤委員

有効な手段として、デマンドタクシーという提案をさせてもらったけど、必ず別にそれじゃないと駄目だというふうには思っていないんです。

ただ、ライドシェアについては私は否定的な立場ですので、それは推奨しませんけど。極端な話というか、今はもうとにかくタクシーと運転手の確保が難しいってことなので、タクシー会社に委託するのか、自分のところで極端に言ったら採用するみたいな対策があってもいいのかなとちょっと思ったんですけど。

とにかく当時検討して、デマンドタクシーよりもタクシー券のほうが効果的だということでこの制度を導入されましたけど、その後、だからもうタクシーがとにかくつかまらないと、状況が変わってきてますので、それに対応した形の高齢者の外出支援策というのは必要やというふうに思います。

副町長、今後またこのサービスDを導入して、その後のことについても検討するというふうにおっしゃっていただいておりますので、これじゃないと駄目だということは言いませんけど、やはり全体を考えて外出支援策というのは充実する必要があるというふうに思いますので。何か答弁できそうなので、答弁お願いしていいですか。

副町長 先ほど、今年度はまだ途中ですので利用者数というのは出ておりませんが、その前年度がだいたい1万4千件ぐらい出ておりますので、それで計算しますと、だいたい1日40件程度の乗降者があるということです。実際、タクシー自体がすぐにつかまるというのはなかなか難しい状況ではあるという認識はしておりますけれども、1日40人程度ご利用されているということは相当の数はご利用いただいているというふうに感じます。

木澤委員 よく聞くのが、「前日に予約しようと思っても、もう受け付けてくれない」という話を聞くので、その40人が斑鳩町の人口の規模でいうと何割ぐらいの人が希望して使えるとか、希望しても使えないのかというのはちょっと今、分かりませんが、このタクシー券で対応しているという理解をされているのでしょうか。

副町長 木澤委員おっしゃるとおり事前に予約というのは難しいみたいです。タクシー会社自体がその予約を取ってしまうと、ほかに回すことができなくなるということで、そのときにたまたまというか、そのときに当日に電話すれば取れるというのがあるようですので、事前予約は確かに難しいと思います。前日とかその前にですね。

ただ、今申しあげましたとおり1日だいたい40件程度ご利用いただいているということは、逆に多いなあという、今のタクシーの状況から考えるとね。そういった状況も思いますので、そういった辺りはこの人数がだいたいどの程度で推移していくかというのは見ていきたいなというふうに思っています。

木澤委員 これ以上、この議論しても結論は出るとは思いませんので、またその状況を見ながら、必要に応じた対応をしていただきたいと思いますので、私もまた経過を見てお尋ねをさせていただきたいと思います。

委員長 中原住民生活部長。

住民生活 すみません、先ほど課長がこの地域支援事業の中の訪問Dの説明でちょっと

部長 一部、補足をさせていただきたいんですけども、この事業の対象者になりますのは、介護保険の認定を受けている要介護認定者と要支援認定者だけではなくて、地域支援事業になりますので、事業対象者ということで認定をお持ちでなくてもチェックリスト等によって「この人はこの事業に必要な状態だ」ということをこちらのほうが認めれば利用できるもので、範囲というのは限られてはなくて、ある程度は広い範囲の方を対象にできるということです。

委員長 暫時休憩します。

(午後1時42分 休憩)

(午後1時43分 再開)

委員長 再開します。 中原住民生活部長。

住民生活 部長 すみません、先ほどの私の答弁で申しました「基本チェックリストとはどういったものか」ということなんですけども、全部で25の項目がございまして、その方の生活機能全般でありますとか、運動機能がどういうものかとか、栄養状態とか、口腔とか、そういったお体の状況、ふだんの生活の状況を聞き取る中で、この項目ができますか「いいえ」とか「はい」とかと、包括支援センターのほうでこの人がこの事業を受けるのが必要かどうかというのを判断していくという柔軟に対応できるところの制度でございまして。

委員長 木澤委員。

木澤委員 そのチェックリストに回答はあって、その方が該当する方なのかどうかというのは、本人さんは分かる仕組みになってるんですか。

住民生活 部長 一応、事業決定者ということで決定することになりますので、本人に分かることになります。

木澤委員 そういったら話はちょっと変わってくるかなと思いますので、この

制度をやってみて、それでもさらにもれるような人があるのかどうかは私も見極めたいというふうに思います。

87ページの総合保健福祉会館のところなんですけど、もともとあった輪転機がもう廃止されて、今コピー機で対応されているというふうに聞いて、利用者の方から「輪転機、あれ使い勝手よかってんけど、もう総合福祉会館では使われへんのかなあ」というふうに聞かれたことがあるんですけど、ちょっと状況を教えていただけますか。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 開館当初のほうから輪転機ということで置かせていただいていたんですけども、近年の複合機とかの利用の単価数とかの状況から見ますと、コピー代で輪転機を維持していくというよりは単価的に安くなっているという状況もありましたので、今回、令和7年2月の印刷機の契約が終了とともにコピー機のほうで入れ替えをさせていただいたという状況です。

木澤委員 そしたらもう今後、輪転機は改めて導入する考えはないということですか。

住民生活部次長 今のところは、はい、コピー機でと考えております。

木澤委員 コピー機でも枚数制限なく紙を持っていけば使えるという理解でいいんですか。金額が結構かかるんじゃないかなと思うんですけど。

住民生活部次長 20枚以上ということで紙を持ってきていただけてましたら、ご利用ができるということになっています。

木澤委員 では残念ですけど、そのようにお伝えしようと思います。

そしたら続いてですね、予算書の91ページのところのこどもケアラー世帯ヘルパー派遣業務委託料が60万5千円上がってますけど、これは令和7年度から実施されて、実際、実績的にはどれぐらいあって、予算でどういうふうに反映されているのか、教えていただけますか。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 こどもケアラー世帯事業についてのご質問でございます。

今年度の利用件数は令和7年12月末時点で9件となっているところでございます。

木澤委員 令和7年度で当初予算62万1千円組んでいたと思うんですけど、そこから減っているんですけど、当初の見込みよりも利用が少なかったという理解でいいのでしょうか。

子育て支援課長 はい、そのとおりでございます。

木澤委員 わかりました。あとですね、その下の幼稚園型一時預かり事業委託料の金額が、令和7年度513万円あったのが608万9千円に増えてるんですけど、これはどういった状況で増えているのでしょうか。

子育て支援課長 幼稚園型一時預かり事業費がアップ、増額したことにつきましては、三郷町の信貴幼稚園のほうに認定こども園に令和8年度から移行いたしまして、当町の児童がこの信貴幼稚園の幼稚園型一時預かり事業を利用する見込みがあるため、前年度より予算を増やしております。 以上です。

木澤委員 はい、わかりました。

次ですね、その下の負担金補助及び交付金のところで、こども食堂の支援補助を出していただいているんですけど、補助されていること自体は非常にいいことだというふうに理解をしてるんですけど、これもうちちょっと補助の額を増やすとか、その支援を手厚くできないかなというふうに思うんです。

聞きますと、こども食堂さん、食材費なんかもう全部自ら確保してやる中で、かなり赤字で運営されているという話を聞きまして、全国的に市なんかですと、もう立ち上がりの資金の中で数十万円とか100万円とかいう金額の支援をされていて、かなり行政としてもバックアップする中で運営できてるのか

なあというふうに感じているんです。

斑鳩町でも、もうちょっと補助事業を充実するとかいう形でご検討いただけないかなというふうに思うんですけど、町長、いかがでしょうか。

委員長

中西町長。

町長

そういう形の補助ということでございます。いろいろな形で農業委員会等もお米のほうをしたりとかいうことをされております。

ただ、町としてどのようにして取り組んでいくかということでございますけど、今のところそういうことで、私自身は特に考えたことがないんですけども、これからまたその状況等を見ながらですね、補助できる部分があれば、また考えていきたいなと考えております。

木澤委員

いろいろなところが協力をして、このこども食堂の運営を支えようということで力を貸していただいて今、運営されているんですけど、やはりそれでも厳しいような状況をお聞きしますので、また町としてもぜひ施策のほうを検討いただきたいと思っておりますので、お願いしておきます。

もう一点、95ページのところの児童保育費の委託料ですね、乳児等通園支援事業でこども誰でも通園制度なんですけども、総括質疑をさせていただきましたけど、細かいところをちょっとお聞きしたいんです。

これまで国の公定価格が令和7年度のお試し事業のときの単価では低過ぎてなかなか運営が厳しいという話があって、その後、令和8年度のスタートに当たって、国はこの公定価格は見直しをされたのかどうか。

されたのであれば、もともと幾らであったのがどのようになっているのか、教えていただけますか。

委員長

佐谷子育て支援課長。

子育て支

こども誰でも通園制度の公定価格についてでございます。

援課長

令和7年度施行時、現在の国からの補助基準が1時間当たゼロ歳児は1,300円、1歳児は1,100円、2歳児は900円の状況でございます。

令和8年度から国は公定価格として支給されますが、1時間当たりゼロ歳児は1,700円、今より400円アップでございます。一、二歳児は1,400円でございまして、1歳児については300円、2歳児については500円のアップとなっております。

木澤委員 国のほうでも公定価格を上げたということで、ちょっとでも運営はしやすくなるのかなということで安心しましたけど、あとですね、前に一般質問でも取り上げさせていただきましたが、これ必ず事前に面談を行った後に、受け入れをしなければいけないということだったんですけど、この面談をする際の費用なんかは、今まで国が費用をつけないと言ってたんですけど、ここはどうなったんでしょうか。

子育て支援課長 こども誰でも通園制度に係りまして、保護者は各施設を初めて利用する前には事前に施設で事前面談を行う必要があります。

令和7年度の試行時におきましては、事前面談の国からの補助等はございませんでした。

しかしながら、全国的な課題として国で検討され、令和8年度から事前面談についても、初回対応加算として1回当たりゼロ歳児1,700円、一、二歳児で1,400円が公定価格として支払われることになっております。以上です。

木澤委員 はい、わかりました。こちらもちょうど費用はついたということで理解をしておきます。

総括質疑のときにお尋ねする中で、民間の事業者からも1者応募があったということですが、それ今、お答えいただけるようであれば、どこの事業者で、どれぐらいの枠で運営しようと考えてくれるのか、教えていただけますかね。

子育て支援課長 現在、審査中であることがありまして、事業者名様のほうは一旦、お答えは控えさせていただきますが、その実施日数につきましては月曜日から金曜日の午前9時から12時に、各年で2人ずつの定員ということで、申請を受け付け

ている状況でございます。 以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結します。
次に、第4款 衛生費について、説明を求めます。 中原住民生活部長。

住民生活 それでは、第4款 衛生費のうち、住民生活部が所管する各科目の予算につ
部長 いて、ご説明いたします。

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、一般会計予算書の96ページをお願いいたします。

はじめに、96ページから99ページにかけての第1目 保健衛生総務費では、新年度は、1億1,788万8千円を計上しています。前年度と比較して、952万2千円、8.8%の増となっています。

主な予算の内容は、職員に係る人件費のほか、王寺周辺広域休日応急診療施設組合の交付金及び分担金などを計上しています。

次に、98ページから101ページにかけての第2目 感染症予防費です。

新年度は、1億2,208万5千円を計上しています。前年度と比較して、955万2千円、8.5%の増となっています。

子どもから高齢者まで、感染症の発生とまん延及び罹患後の重症化を予防するために、引き続き、各種予防接種を実施します。

新年度は、新生児および乳児におけるRSウイルスを原因とする肺炎等の下気道疾患を予防するため、妊婦に対して母子免疫ワクチンを定期接種として実施いたします。その費用として、99ページの第12節 委託料の一番下で、511万6千円を計上しています。

次に、100ページから103ページの第3目 母子衛生費です。

新年度は、6,539万5千円を計上しています。前年度と比較して、99万7千円、1.5%の増となっています。

新年度は、子どもの発達支援の強化を図るため、2歳6か月児健康診査にお

いて、作業療法士を配置し、発達や生活動作の観点から助言を行います。その費用として、101ページの第7節 報償費の一番下で、作業療法士謝金10万5千円を計上しています。

次に、102ページから103ページの第4目 健康増進事業費です。

新年度は7,235万1千円を計上しています。前年度と比較して、632万1千円、9.6%の増となっています。

健康寿命の延伸を目指し、第3期斑鳩町健康増進計画の基本方針である「誰もが健康になれる健康づくりがしやすいまちづくり」を推進します。

新年度は、ウォーキングアプリを利用した歩こう会を実施し、若者層や働き盛り世代の参加を促し、幅広い世代の健康づくりを推進するため、103ページの第12節 委託料の一番下で、53万9千円を計上しています。

また、健康寿命の延伸にむけて、地域全体で高齢者を支え高齢者が抱える様々な健康課題に対応するため、引き続き、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に取り組みます。

次に、102ページから105ページ、第5目 狂犬病予防費です。

狂犬病予防集合注射に係る費用として、新年度は、56万9千円を計上しています。前年度と比較して、4万8千円、9.2%の増となっています。

次に、第6目 火葬場費です。

新年度は、3,468万9千円を計上しています。前年度と比較して、1,849万5千円、34.8%の減となっています。

減額となった主な要因は、火葬場周辺対策整備補償金の減によるものです。

今後も引き続き、施設の維持管理を行い、良好な運営に努めます。

次に、第7目 環境対策費です。

新年度は、410万9千円を計上しています。前年度と比較して、1万6千円、0.4%の減となっています。

引き続き、関係団体との協働により、環境問題について広く学べる機会の提供に努めるとともに、町有施設における再生可能エネルギー等導入計画の策定に向け取り組みます。

続きまして、第2項 清掃費です。

はじめに、106ページから107ページ、第1目 清掃総務費では、職員に係る人件費のほか、美化意識の向上に要する費用として、新年度は、5,5

09万2千円を計上しています。前年度と比較して、315万9千円、5.4%の減となっています。

次に、106ページから111ページにかけての第2目 塵芥処理費です。

新年度は、4億2,149万4千円を計上しています。前年度と比較して41万9千円、0.1%の減となっています。

新年度は、高齢者のごみ出し支援の充実や地域の集積所における課題の改善、生ごみの分別による資源化の促進を図るため、令和8年10月からの可燃ごみ及び生ごみを対象とした戸別収集の全町実施に向け取り組みます。

また、可燃ごみの生駒市での処理を4月から実施するとともに、飲食店等から排出される食品ロスの削減を促進するため、食品ロス削減事業所認定制度を開始いたします。

最後に、110ページから111ページにかけての第3目 し尿処理費です。

新年度は、1億965万2千円を計上しています。前年度と比較して、1,508万5千円、12.1%減となっています。

減額となった主な要因は、鳩水園の設備補修費用に係る費用の減によるものです。鳩水園の設備補修等を計画的に進め、適切な維持管理・運営に努めます。以上、説明いたします。

よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第4款 衛生費について質疑をお受けします。
齋藤委員。

齋藤委員 99ページの委託費の二つ目、高齢者インフルエンザ予防接種委託料でありますけども、今、インフルエンザが流行っておりますけども、受診率というのはどのくらいか分かりますでしょうか。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 高齢者のインフルエンザの令和7年の12月末現在の接種率におきましては、54.7%となっております。

齋藤委員 これは昨年度と比べてはどんなものでしょうか。

住民生活 昨年度の12月末の接種率が50.8%となっておりますので、やはり例年
部次長 より早い時期から流行が始まっておりますので、前年に比べ接種率は高くなっ
ております。

齋藤委員 ありがとうございます。同じくその委託料の下から二つ目、带状疱疹予防接
種委託料とありますけども、私も予防接種を受けさせてもらいましたけども、
受診率というのはどのくらいか、教えてもらえませんかでしょうか。

住民生活 今年度から始まりましたこの带状疱疹ワクチンにつきましては、12月末の
部次長 接種率は22.6%となっております。

齋藤委員 町としてはこの22.6%、3月末になったらまた増えるんでしょうけど
も、予想に比べてどのような感じでしょうか。

住民生活 この予防接種の接種率につきましては、以前の高齢者の肺炎球菌とかを始め
部次長 た頃の接種率の状況とかも見まして、予算的に令和7年度の接種率では20%
を見込んでたんですけれども、やはり希望される方も多く令和7年度の見込み
としては30%いくのではないかというふうに今、担当としては思っております。

齋藤委員 ありがとうございます。たくさんの方に受けていただいてよかったなと思
いますけども、また来年度もあると思いますけど、ぜひまた同じように戸別に
郵送していただいてアップをしてもらうようお願いしたいというふうに思
います。

続きまして、103ページの委託料の一番下のところ、健康増進アプリ導入
業務委託料とありますけども、これは今、紙でやっている分をアプリでやる
ということですので大変いいなというふうに思っております。

私も朝、散歩をさせてもらって、アプリを使って「今日は何歩歩いたかな」

というふうにはカウントしておりますけども、これをぜひPRしていただいて健康増進につなげていきたいと思っておりますけども、具体的には、どのような形の健康増進アプリなのか、教えてもらえませんかでしょうか。

住民生活
部次長

こちらのウォーキングアプリですけれども、まずスマートフォンにアプリをダウンロードしていただくんですが、そのダウンロード時には体重・身長・ニックネームを入れて使用可能となってまいります。

それを入れていただきましたら、日々の歩数を自動的に記録をしていただけるようになってまして、この歩数だけではなくてご自分の健康管理であります食事のこととか、体脂肪のことですとか血圧とかも入れていただくということが可能になっております。

町としてはこの日々の歩数だけではなくて10月の1か月をイベントとして歩こう会というのを開催しまして、その際には高齢者ですとか運動初心者の方とか働き盛り世代ですとか、健康志向者というふうなコースを、何歩歩けるかというふうなことの目標歩数というのを今、考えておりまして、参加者の体力レベルに応じてその支援ということでやっていきたいと思っています。

その後、目標達成者には抽選でデジタルギフトのほうを抽選になるんですけども、支給していきたいというふうに考えております。

齋藤委員

ありがとうございます。これは月単位でやるのか、年単位でやるのか。

住民生活
部次長

アプリのダウンロードでは歩数とかに関しましては、1年間使っていただけますけれども、このデジタルギフトということでの対象は1か月間の目標達成者に対しての当選者ということでの対象に考えております。

齋藤委員

私はそういう商品とかは要らないと思うんですけども、毎月、10月、11月、12月とカウントするような町全体でそういう運動を広めていって、今月よりも来月、歩数が増えたねえと、去年よりも歩数が増えたねえというふうな形のアプリ。ほかの業者でもいっぱいやっていますけども、町全体で、そして歩こうねと、駅まで今まで自転車に行ったけども、今度、歩いて駅まで行こうかとか、何かそのような形で斑鳩町を歩くような何かシステムというか環境づく

りにせつかくですからと使えないかなと思うんですけども、そのような形はいかがかなと思うんですけど、どう思いますか。

住民生活
部次長

まず、このアプリの活用ということに関しましては、今まで紙の媒体ではなかなか働き盛り世代の参加というのが十分に得られていない状況でしたので、まずはそういった若年層とか働き盛り世代の年代層の健康づくりというのを広げていきたいという目的で、一旦このアプリというのを導入したいと考えております。

今、委員さんおっしゃっていただきました「ほかにもアプリはあるけれども」ということのご意見もあったんですけども、町としてもこのアプリというものを使っていただく中で、働き世代の方がどのような意識で参加されてるのかというふうな状況も、このアプリを使っていただくことで私たちも把握ができますので、その辺りからまた検討していきたいとは考えております。

齋藤委員

ぜひよろしく申し上げます。以上です。

委員長

ほかにごございますか。 溝部委員。

溝部委員

すみません、今の同じ項目のところなんですけども、アプリを導入されるということで、若年層とか働き盛りの世代が参加しやすい仕組みをとということで、これはどういうふうに参加の方を増やすというその施策というか、それはどういうふうを考えてはるんですか。

委員長

北住民生活部次長。

住民生活
部次長

まずは、なかなか今まで保健センターで事業を実施してましても、平日になってきますのでそういった方というのが参加していただきにくいというところで、日常生活の中で健康づくりのまずは運動という辺りで、日常生活の中で自然と運動に取り組んでいただけるという環境づくりの一環としてこのアプリの導入というのを考えております。

溝部委員 若年層と働き盛りの方にできるだけ認知していただけるようお願いしたい
と思います。

デジタルギフトというのは、具体的にはどういったものなんですか。

住民生活 考えてますのが、電子的な商品券やポイントなどというので今、想定して考
部次長 えているところです。

溝部委員 それはどこで使えるような形になるんですか。

住民生活 それはまた事業者のほうと内容のほうを詰めていきたいと考えております。
部次長

溝部委員 ということは、斑鳩町内の事業者さんで使えるものということですか。

住民生活 その辺りがこの事業のほうの、他市町村のほうで、北海道のほうの斑鳩町と
部次長 同じような人口の規模のところでは実施されてるようなところも参考にして、今
回、予算を入れさせていただいてるんですけども、そういったクオカードで
あるとかというふうな、どこでも使えるようなギフトというものを利用されて
るところもありますので、そこは事業者とまた検討していきたいと思っ
ております。

溝部委員 ありがとうございます。何となく若年層の方とか働き世代の方が参加する
というのはこれを読んだときにハードルが結構、高そうかなと一瞬、思ったん
ですけども、ぜひ頑張って取り組んでいただけたらと思います。

委員長 ほかにございますか。 木澤委員。

木澤委員 そうしましたら予算書の99ページですね、新型コロナウイルスの感染症予
防接種なんですけど、これはコロナのときには無料だということもあって接種
率がもう90何%という状態やったと思うんですけど、その後ですね、5類に
なって、さらに有料化されて接種率がどのように変わってきているのかとい
うのを知りたいんですけど。

令和7年だと予算額が1,029万6千円だったのが、令和8年度だと582万9千円と半分減っているような状況なんですけれど、今、接種率の実績としてはどんな状態なのでしょうか。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 新型コロナの令和7年の12月の接種率につきましては4.7%となっております。令和6年度からこちらが定期接種になっておりますので、令和6年度の接種率は15.7%となっております。

木澤委員 今、自己負担ってどれぐらい必要なのでしょうかね。

住民生活部次長 令和7年度の自己負担は7,500円となっております。

木澤委員 こうして接種率もかなり低くなってきているんですけど、昨年なんかも夏、東京のほうとかで流行ったり、あと新しい株なんかが出てきているというニュースなんかも時々あると思うんですけど、重症化されるような人というのは出ていないのでしょうか。

住民生活部次長 コロナのほうで重症化というふうなところは伺っておりません。

木澤委員 そういことでしたら、今の状態でも問題ないのかなとは思いますが、また今後ともこの点については注意してみていただけて、やはり重症化するような形があれば、接種勧奨ですね、より受けていただけるような対策なんかも必要かなというふうに思いますので、また注視していただきますようお願いしておきます。

それとですね、毎回、予算のときに補償の関係についていろいろ確認させていただいているんですけども、一個ずつ確認したいというふうに思うんです。

まず火葬場の補償の関係ですね、105ページのところだと思うんですけども、これ金額にしたら昨年度よりだいぶ少なくなっているんですけど、件数と内容を教えていただけますか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 火葬場の周辺対策事業でございます。
令和8年度につきましては、三井自治会に対しまして、柘池北側の農業用副水路整備工事を予定しております。
また東里自治会を対象に、毛無池水路改修と農道整備事業のほうを予定しておるところでございます。

木澤委員 ありがとうございます。この補償につきましては、地元から要望があって今、予算の範囲で対応していただいているというふうに思うんですけど、ずっとこの先も続くよというのではなく、地元のほうとも話し合っていてまとめていこうとされているというふうに認識を持っているんですけど、この点について、協議の状況を教えていただけますでしょうか。

環境対策
課長 火葬場の周辺対策の補償事業でございますが、対象自治体となります東里自治会、また三井自治会となっております。
その中でまず東里自治会につきましては、農家組合のほうからは最終的に全ての補償要望事業が出てきておるところでございます。
また現在、自治会のほうとは年に数回お話をさせていただく中で、補償要望につきましては取りまとめをお願いしておりまして、現在、自治会のほうで取りまとめを行っていただいております。
三井自治会につきましては、現在のところはお取りまとめについてはそういったお話しはしていない状況ではございますが、火葬場の地元でございます東里自治会との補償要望の動向を見る中で、三井自治会に対しましてもその話をさせていただきまして、できるだけ最終的に同時期程度で終結に迎えるよう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

木澤委員 地元の自治会等には迷惑施設ということで迷惑をおかけしてる中でのお話なので、一方的にこちらのほうから期限を区切ったりということが難しい中で、担当課のほうで非常にご苦労いただいているというふうに思いますが、そうい

うふうに方向性が見えてきているということについては成果があるものだというふうに思いますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと続ひてですね、111ページのほうは最終処分場の周辺対策事業が計上されていまして、これ45万9千円と金額的には大きくない数字なんですけど、これも内容と協議の状況を教えていただけますか。

環境対策
課長

最終処分場の周辺対策整備補償金でございますが、令和8年度につきましては、地元自治会で使用されます消防ポンプの入れ替えに対しまして、町の消防施設整備事業補助金を活用されますが、その補助金以外の地元負担分を補償として、賠償金として予算化させていただいているところでございます。

地元との協議の状況でございますが、年に1回、地元との会合がございまして、その中におきましても、やはり他の施設でも補償事業が完結しておるところもございまして。そういった状況もお話をする中で、やはり白石畑自治会のほうにもそういったことを考えながら、説明しながら理解をいただけるよう努力をしているところでございます。

木澤委員

わかりました、ありがとうございます。

そしたらその下のところ鳩水園のところですね、これも内容と協議の状況というか、これ協議自体はもうまとまったかなというふうに思ひんですが、その事業の内容を教えてください。

環境対策
課長

鳩水園周辺対策整備補償金でございます。

こちらにつきましては、平成31年4月1日に最終的な覚書を締結しておりまして、現在3事業が残っている状況でございます。

そのうちのひとつで神南地区内での里道南側擁壁工事につきまして、地元のほうで協議がまとまったということで要望がございましたことから、その工事につきまして参加をさせていただいたところでございます。

木澤委員

たしかそうですね、3つの事業が残っていて、具体的には聞いてないんですけど、残りの事業がなかなか実施が難しい事業があるというふうにお聞きして、だから残り2つの事業がずっと残っていくのかちょっと分かりませんけ

ど、そうなる、ほかの補助事業についてもここが終結したからということで話を進めようとする際に、事業が残っていることについて、「いや、あそこまだ残ってないか」というような形にならないかなあとちょっと心配なんですけど、そこはどんなふうに町は話を進めていただいているんでしょうか。

もう事業で区切っているのか、時期で区切っているのか、そこはどうなんですか。

環境対策課長 現時点におきましては事業で区切っておる内容となっております。
他の補助事業が順次、完結する中におきましてそういったことも考えてまいりたいというふうに考えております。

木澤委員 非常にご苦労いただいております、なおかつ前進もしてきている状況ですので、引き続き、よろしく願いをしておきたいと思っております。

委員長 伴委員。

伴委員 111ページの同じ上のほうの18節の下から2番目の伊賀市のこの環境保全負担金という部分なんです、これは僕、昨年度の予算を見てないんですが、今回、生駒市さんのほうで処理をするということでこの金額というのは変わってきていると思っていいでしょうか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 委員おっしゃるように伊賀市環境保全負担金につきましては、前年度予算額より355万7千円減額となっております。

この減額の大きな理由は可燃ごみの搬入が生駒市に移ったということがございます。

伴委員 結構です。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 111 ページの下から3つ目の負担金補助及び交付金というやつなんですけど、これは私、一般質問で前のときにちょっと聞いたんですけど、浄化槽の設置整備事業補助金というのが下水道を指定されたら、そこは補助金を出さないよということで検討してもらえるとということで、これはそういう検討してもらった後の補助金になるんですか、それとも以前と同じように指定されたところには補助金を出さないというそういうふうなやつの補助金、これ制度なのかな。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 令和8年度予算につきましては、これまでどおりの補助金内容となっております。

委員おっしゃるようなその区域外の補助につきましては、令和9年度の予算化に向け現在、検討を進めておるところでございます。

宮崎委員 できるだけ早くしてあげてほしいと思います。指定してから何年も放ったらかしで何かそこだけ補助金を出さへんというのもおかしいものと思いますので、ぜひ9年度の予算にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 以上です。

委員長 中川議長。

中川議長 今のあれは、認可区域の中やけども、浄化槽の設置については補助金を出していくということですか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 現要綱では、認可区域外となっております。

課長 今現在、検討を進めておりますのは、認可区域内であっても、数年以内に例えば、あと二、三年で必ずそこが下水道が入ってくるとかということで、その辺

の年数をどないするかとか、その辺でさせていただいて、やはり区域内でも何年も下水が来ないといったお声も聞いております。

そういったところで区域内でもなかなか下水道が来ない区域に対して補助を出していこうということでございます。

中川議長 何年も何十年も、もしくは下水が整備されないとかやと、それもええかなと思うけど、補助金出して浄化槽設置されたら、下水道が整備されたときにつながりにくくなるという可能性もあるのかなと思うんだけど。

それはもう答弁は結構です。

委員長 これをもって、第4款 衛生費に対する質疑を終結します。
次に、第6款 商工費について、説明を求めます。 中原住民生活部長。

住民生活部長 それでは、第6款 商工費のうち、住民生活部が所管する各科目の予算について、ご説明いたします。

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、一般会計予算書の118ページをお願いいたします。

118ページから119ページの第1目 商工総務費です。

斑鳩町シルバー人材センターへの支援に要する費用として、119ページの第18節 負担金補助及び交付金で、1,254万9千円を計上しています。

以上、説明といたします。

よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結します。
それでは、2時45分まで休憩といたします。

(午後2時30分 休憩)

(午後2時45分 再開)

委員長

再開します。

続きまして、議案第13号 令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 中原住民生活部長。

住民生活
部長

それでは、議案第13号 令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

住民生活
部長

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

それでは、令和8年度斑鳩町特別会計予算書の1ページをお願いいたします。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

住民生活
部長

それでは、予算に関する説明書により、予算の内容をご説明いたします。

予算書の8ページと9ページをお願いいたします。

はじめに、歳入予算です。

第1款 国民健康保険税では、第1項 国民健康保険税、第1目 一般被保険者国民健康保険税で、新年度は、ほぼ同額の4億7,337万7千円を見積もっています。

次に、第2款 使用料及び手数料では、第1項 手数料、第1目 督促手数料で、保険料の督促事務に係る手数料として20万円を見積もっています。

10ページと11ページをお願いいたします。

第3款 県支出金です。

第1項 保険給付費等交付金では、第1目 保険給付費等交付金で、新年度は22億9,489万8千円を見積もっています。前年度と比較して2億3,

556万円、11.4%の増となっています。

その内訳は、第1節 保険給付費等普通交付金で、本町の療養諸費や高額療養費など保険給付に充てる財源として22億7,428万3千円を、第2節 保険給付費等特別交付金で、医療費通知や第三者求償事務などに対する保険者努力支援制度交付金などで2,061万5千円を見積もっています。

第2項 財政安定化基金支出金では、市町村の国民健康保険財政に赤字が生じた場合や災害等やむを得ない理由により収入が減少した場合、県において造成される同基金から資金の貸し付け又は交付を受けることができるもので1千円を計上しています。

次に、第4款 財産収入です。

第1項 財産運用収入では、第1目 利子及び配当金で、財政調整基金に係る利子1千円を計上しています。

次に、10ページから13ページにかけての第5款 繰入金です。

第1項 他会計繰入金では、第1目 一般会計繰入金で、新年度は、2億1,332万円を見積もっています。前年度と比較して629万円、3.0%の増となっています。

保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金などの法定繰入金となっています。

次に、12ページと13ページの第6款 繰越金です。前年度と同額の1千円としています。

次に、第7款 諸収入です。

第1項 延滞金加算金及び過料では、延滞金200万円を見積もっています。

第2項 雑入では、新年度は160万1千円を見積もっています。

交通事故等の第三者行為による返納金100万円、口座振替受付サービス事業補助金50万円などとなっております。

最後に、14ページと15ページの第3項 療養費等指定公費返還金では、過年度分の対応として、1千円を計上しています。

16ページから17ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算を説明いたします。

はじめに、第1款 総務費です。

第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、新年度は3,499万円を計上しています。前年度と比較して、219万3千円、5.9%の減となっています。

減額となった主な要因は、システム改修費用の減によるものです。

次に、第2目 国民健康保険団体連合会負担金では、国民健康保険団体連合会の運営に対する負担金として、新年度は116万円を計上しています。

次に、第3目 共同事業負担金では、国保事務支援センターで行う国保事業の共同化に対する負担金として333万円を計上しています。

次に、18ページから19ページの第2項 徴税费です。

第1目 賦課徴収費では、新年度は607万4千円を計上しています。前年度と比較して124万3千円、17.0%の減となっています。

減額となった主な要因は、システム改修に伴う印刷などの需用費の減によるものです。

次に、第3項 運営協議会費です。

第1目 運営協議会費で、国保運営協議会の開催に要する費用として、25万1千円を計上しています。

続きまして、第2款 保険給付費です。

はじめに、第1項 療養諸費では、新年度は19億2,579万6千円を計上しています。前年度と比較して1億7,671万7千円、10.1%の増となっています。

第1目 一般被保険者療養給付費で19億650万5千円を、第2目 一般被保険者療養費で1,401万1千円を、第3目 審査支払手数料で、528万円を、それぞれ計上しています。

次に、20ページから21ページの第2項 高額療養費です。

新年度は、3億4,163万1千円を計上しています。前年度と比較して6,872万円、25.2%の増となっています。

第1目 一般被保険者高額療養費で3億4,140万円を、第2目 一般被保険者高額介護合算療養費で23万1千円を、それぞれ計上しています。

次に、第3項 移送費では、第1目 一般被保険者移送費で、新年度は5万円を計上しています。

次に、第4項 出産育児諸費では、新年度は、前年度と同額の1,050万

5千円を計上してします。

第1目 出産育児一時金で1,050万円を、第2目 支払手数料で5千円を計上しています。

次に、20ページから23ページにかけての第5項 葬祭諸費です。

第1目 葬祭費で、新年度は、前年度と同額の150万円を計上しています。

次に、第3款 国民健康保険事業費納付金です。

はじめに、22ページから23ページの第1項 医療給付費分です。

新年度は、4億163万1千円を計上しています。前年度と比較して1,347万3千円、3.2%の減となっています。

次に、第2項 後期高齢者支援金等分では、新年度は1億5,822万円を計上しています。前年度と比較して248万1千円、1.5%の減となっています。

次に、24ページから25ページの第3項 介護納付金分では、新年度は、5,002万5千円を計上しています。前年度と比較して98万5千円、1.9%の減となっています。

次に、第4項 子ども・子育て支援金分では、新年度、令和8年度から創設され、子育て世代に対する支援の財源として徴収するもので1,564万円を計上しています。

続きまして、第4款 財政安定化基金拠出金です。

災害等やむを得ない理由により収入が減少したことなどで、県において造成される同基金から資金の交付が市町村にあった場合、その基金を補填する財源は各市町村が負担することとなるため、名目予算として、1千円を計上しています。

続きまして、第5款 保健事業費です。

第1項 保健事業費では、新年度は、前年度と同額の255万4千円を計上しています。

第1目 人間ドック健診受診費用助成費で240万円を、第2目 医療費適正化対策費で15万4千円を、それぞれ計上しています。

次に、26ページから27ページの第2項 特定健康診査等事業費です。

新年度は1,962万8千円を計上しています。前年度と比較して11万9

千円、0.6%の増となっています。

新年度では、特定健康診査対象者を3,619人と見込み、受診率40.0%として、特定健康診査委託料1,557万4千円などを計上しています。

続きまして、第6款 基金積立金です。

収入超過となった場合に、基金を積み立てるため、名目予算1千円を計上しています。

続きまして、第7款 公債費です。

第1項 一般公債費では、前年度と同額の10万円を計上しています。

次に、28ページから29ページの第2項 財政安定化基金償還金では、同基金への返還について、新年度での償還はないことから、費目の設定として名目予算1千円を計上しています。

続きまして、第8款 諸支出金です。

第1項 償還金及び還付加算金で、新年度は231万1千円を計上しています。第1目 一般被保険者保険税還付金で231万円を、第2目 償還金で1千円を、それぞれ計上しています。

次に、第2項 療養費等指定公費立替金では、1千円を計上しています。

歳入予算で説明したとおり、療養費等指定公費返還金に対する費用として設けているものです。

最後に、第9款 予備費です。

新年度は、前年度と同額の1,000万円を計上しています。

以上、説明といたします。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、国民健康保険事業特別会計予算について、質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員

18ページの2款第1項 療養諸費ですけれども、国民健康保険の被保険者が減っているにもかかわらず、療養給付費が10%も増えているというのは、原因はどの辺にあるのでしょうか。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 昨年度よりも予算の給付がより増えているということでございますが、ここ数年、令和6年度の1人当たりの医療費につきまして、昨年度、令和6年度に対しまして令和7年度を見ても6%程度増加している状況でございます。

その状況は過去から続いておりまして、1人当たりの医療費が被保険者数は減るんですけども、そういった状況が続いている中で令和8年度予算についても予算として増えてくるであろうということで増額をさせていただいているところであります。

齋藤委員 それは治療費が、治療費というか病院のその単価が上がったからということなのか、それとも病気の原因というか、重症化してるからということなのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

国保医療課長 その内容的なところについては私ども把握はできてないんですけども、いわゆる数字の上で、ここ数年入院、いわゆる外来の診療部分の件数が増えてきている状況にありまして、それと併せて医療の高度化であるとか診療報酬の改定とかもちろんありますので、そういった要因が重なりあって1人当たりの医療費が少しずつ上昇しているというような状況になっていると今、思っています。

齋藤委員 そうしましたら20ページのところでございますけども、同じように高額療養費ですが、昨年よりも25%も高額療養費が増えているということなんですけども、これもどのような事情で高額療養費が増えているのか。

国保医療課長 令和6年12月からマイナ保険証という形で今、オンラインでする形に切り替わりまして、いわゆるひとり当たり治療費というのは限度額というのが、ご存じと思いますがございまして、その限度額が病院の受診の際にマイナ保険証を利用してそこで限度額で抑える形が今、取られていますので、そういった限度額を超える部分についての保険者負担が徐々に増えてきている状況にあると

今、考えております。

齋藤委員 私もそのマイナカードの分とその辺よく分からないんですけども、それがあつたからといって増えるというのは、仕組みがよく分らないのですが教えてもらえませんかでしょうか。

国保医療課長 一人ひとり診療を受けられるときに、例えば、入院で申しあげますと医療費が高額になると思われまふ。一人ひとりの所得に応じて限度額というのが決まっていますので、その限度額を超える分については窓口で支払わなくてもよいと。直接、医療保険者のほうに請求が来るといふ制度になっておりますので、マイナ保険証を利用されることによって医療機関のほうでその限度額の適用をきっちり、以前はいわゆる限度額証というのを出させてもらって、窓口で交付して、後ほど給付としてまた返すといふような形でしたが、もうそのまま限度額で自己負担を抑えられると。それを越えた部分は医療保険者に請求するといふ形に変わってきてまふので、そういった意味で高額療養費が若干、増えてきているところではないかと思つています。

齋藤委員 だって、もともとマイナカードがなかったって給付があるわけですよ。その給付といふのはやはり高額医療費から出ているわけですから、翌年度に繰り越して給付があつたといふことで、ここ二重に計上なっているから増えているといふことなんではないかでしょうか。

国保医療課長 今、私が申しあげたのは、確実に高額療養費として請求される形には今なつてまふけども、委員おっしゃるように後ほど医療保険者のほうから返すといふ形には変わつてまふので、そういった部分もありますし、今、資料を見ましたところ、いわゆる高額の費用がかかる疾患の対象者が以前よりも増えてきているのもひとつその要因であるといふところでもあります。

齋藤委員 去年は何%ぐらい増えているか分かりますか。

国保医療 申し訳ございません。そこまでの情報は今、持ち合わせておりませんので。

課長 高額療養費の給付の件数で申し上げますと、令和5年度で4,561件で、給付で2億5,239万6千円であります。

次に、6年度では件数は減っておりますが4,289件で2億8,906万9千円の給付をしているところであります。

齋藤委員 去年は減ったけども、それはたまたま減ったんであってトレンドから見たらこうなってこうなったという。

国保医療課長 おっしゃるように件数は波が多少ありますけれども、給付としてはずっと増加傾向に今ある状況です。

委員長 ほかにございますか。 木澤委員。

木澤委員 そしたら私も予算書のほうで質問させていただきます。

今、お話の中にも出てきましたけど、ひとり当たりの医療費ですね、最新のやつは幾らになっているのか教えてもらえますか。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 1人当たりの医療費でございますが、被保険者数は年々減少する状況にはございますが、令和5年度では療養給付費と療養費と足した額にひとり当たりの医療費として今、申し上げますが、令和5年度で46万4千円、令和6年度で49万8千円、令和7年度につきましてはこの現状での見込みでございますが53万円程度に今なっているところであります。

木澤委員 ちょっと過去に私が控えていた数字と今、言ってもらった数字と違いますけど、だんだん高くなっていっているというのは確認できると思います。

それと、あとマイナ保険証の保有率、率で構いませんので教えていただけますか。

国保医療 令和7年12月末の状況になりますが、率にして71.1%になっておりま

課長 す。

木澤委員 あと昨年の7月31日で1年の保険証が資格保険証に切り替わるという状況で、私はそのときもいろいろ言わせてもらったんですけど、切り替えの際にトラブル等というのはなかったんでしょうか。

国保医療課長
課長

トラブルはございませんでした。

木澤委員 あとですね、県のほうの基金の残高についても毎回確認させていただいてるんですけど、前回お聞きしたときは48億円程度あったところから、18億円取り崩したよということでおっしゃっていたんですけど、今回については状況は掴んでおられるでしょうか。

国保医療課長
課長

令和6年度の決算時点で申しあげますと、48億5千万円を基金として当初、ためておりました。令和6年度の決算において繰越金が16億円ほど発生しまして、そのうち13億円余りを積立てとされていると聞いております。

令和7年の12月現在での基金の残高は6年度の基金残高48.5億円と合わせて62億円になっていると聞いております。

木澤委員 そこから予算を組むに当たって、今回、子ども支援金分については負担増になりますけど、医療分と介護分、後期高齢支援分については、それ以外の分については今回、据置きになっているというふうに思うんです。

先ほど確認しましたようにひとり当たりの医療費も上がっていて給付費も伸びているということは財源が必要になるんですけど、この基金の取崩しで対応できているというふうに理解してよろしいでしょうか。

国保医療課長
課長

木澤委員のおっしゃるとおりで財源のほう、基金のほうを取り崩して今、その抑制を行っているということでございます。

金額につきましては、当初30億円程度を基金から取り崩してという話で、それでいけば少し率が変わってくる可能性があった中で、最終的にはプラス34億4千万円ほどの基金を投入される中で上昇を抑えられたというふうに聞いて

ております。

木澤委員 この基金の取崩しで上昇を抑制するという対応については評価できるものかなというふうに思いますが、今回、残念ながらこの子ども支援金分の負担が導入されるということで、被保険者にとっては負担増になってしまうという点についても私は問題があるというふうに思ってるんです。

続いて、この子育て支援金のそのものについては悪いことだと思ってないんです。ただ、財源の求め方が問題があるというふうに思っています。また後日、討論させていただきます。

予算書の21ページのところに移送費の計上されているんですけど、5万円、1件ということで毎年同じように計上されていますけど、予算関係資料を見ると実績がゼロになってるんですけど、これはどういった場合に使えるんでしょうかね。

国保医療課長 通常、例えば病院に入院されている場合とかで治療の必要性上、医師が認める場合、転院をするのに要する費用が発生する場合、保険者が負担するという形が発生するときもありますので、今まで斑鳩町においてはそういった給付のほうはございませんでした。

木澤委員 生活保護費なんかですと、自分が通院するのに例えば、タクシー使った場合は移動費として請求できますけど、これは個人が自分で行く分については国保の会計には請求できないということですね。

国保医療課長 おっしゃるとおりでございます。

木澤委員 そしたら次に、25ページの人間ドックのところなんですけど、これは金額が変わってないんですけど、補助限度額と人数の枠があって、その申込み状況ですね、受診状況というのは枠を超えているのか、その範囲内で収まっているのか、ちょっと状況を教えていただけますか。

国保医療 一応、人数としては120人の定員ですと予算を組まさせていただきますお

課長 りますが、実際、申込みがございますのは120人を超えた年度が過去にはございましたが、ここ数年においてはその範囲内でございます。

助成額のだいたい平均を取りますと約2万円以内で推移している状況ですので、そういったことで今、予算を組ませていただいております。

木澤委員 あと私、資料請求させていただきましたけど、この資料の説明をお願いできますか。

国保医療課長 木澤委員のほうから資料請求をいただきました国民健康保険税の税率の改正に係ります令和7年度と8年度の所得層における負担額の比較ということで、資料1を今、出させていただきます。

この表につきましては、上の表が国民健康保険の加入者の年齢が40歳から64歳までの年齢の方で、国民健康保険税で言います医療分、後期分、介護分、子ども分が課税される世帯になります。

下の表につきましては、加入者が40歳未満または65歳から74歳までの年齢の方になりまして、これにつきましては介護分が課税されない医療分、後期分、子ども分で保険料を計算しております。

一番左側の欄が所得金額として表示させていただき、上の表からいきますと1人世帯、2人世帯、3人世帯ということで、1人世帯については給与所得者が1人、介護対象者が1人、2人世帯は介護分がかかる方が2人、給与所得者が1人、3人世帯については介護分がかかる2人と給与所得者が1人、そして18歳未満の子どもがいない世帯という形で計算をさせていただきます。

それぞれ真ん中の年間増額が、いわゆる影響を受ける年間の保険料の増加分となっております。

下の表につきましては、1人世帯、2人世帯は変わりませんが、3人世帯につきましては1人が18歳未満の子どもがいらっしゃる世帯ということで計算をした表となっております。その網かけの薄い中くらいの薄さ、ちょっと濃い部分につきましてはそれぞれ軽減が利く世帯として7割軽減、5割軽減、2割軽減が効いている世帯というふうになっております。 以上です。

木澤委員 世帯によって、例えば7割軽減のほうが負担率増減率が低い場合と、下のほ

うで言うと、上もそうか。この2人世帯のところと所得が低い人のほうが負担が高くなっている形になるんですけど、これはなんでこんなふうになるんでしょうか。

例えば上の表で言うと、一番右の3人世帯のところですね、これ7割軽減の人が負担増減率が3.2%で下にいくほど低くなっているんです。これ所得が低いのに負担率が高くなっていると。下の表にいきますと、この2人世帯の真ん中のところですね、こちらも7割軽減のところは3.4%の負担増なのに、下に行くほど低くなっていて、所得が低い人ほど負担が重くなっているというふうになるんですけど、これはなんでこんなふうになるんでしょうか。

国保医療課長 負担率が低くなったというか、もともと軽減の効いている世帯については保険料が低いと。その中で子ども分についての負担をお願いしている部分が増えている部分について、そういった意味で負担が増加していると言うよりも比率として保険料が低いところについてはそういった形になって、見える形になっております。

木澤委員 国から示された数字を当てはめたらこういうふうになったということだと思うんですけど、そもそもこの子ども支援金をそれぞれの健康保険の被保険者に求めていくということ自体が問題だと思いますし、さらに当てはめると、軽減の高い、所得の低い世帯のほうが負担率が増えてしまっているというこのシステムも問題があるんじゃないかなというふうに指摘をしておきたいと思います。以上です。

委員長 ほかにございますか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結します。北住民生活部次長。

住民生活 1点修正がございまして、ご報告させていただきたいと思います。

部次長

先ほど民生費のところでは会館のコピー機の件で、私の方から20枚以上の用紙を持っていけばコピーはご利用できると答弁させていただいたんですが、今は1枚でも紙をもってきていただければコピーはさせていただきますので、修正の方させていただきます。

委員長

これをもって、本日の審査を終了します。

来週9日（月）は午前9時から会議を開き、引き続き、本日の続きから審査することとしますので、定刻にご参集をお願いします。

どうもお疲れさまでした。

（ 午後3時23分 終了 ）